

沖縄市の埋蔵文化財

遺跡分布調査報告書

1982年3月

沖縄県沖縄市教育委員会



▲ 室川貝塚出土骨製品

(沖縄国際大学文学部社会学科考古学研究室藏)



▲ 室川下層式土器

(沖縄国際大学文学部社会学科考古学研究室藏)

あ い さ つ

沖縄市には昭和8年、多和田真淳氏によって発見された仲宗根貝塚を始めとして室川貝塚・八重島貝塚など、沖縄の先史時代の貴重な文化財が分布しています。

この調査報告書は、昭和56年度に実施しました遺跡詳細分布調査の報告です。調査の結果、21ヶ所の埋蔵文化財が確認され、遺跡の所在・分布・範囲・所属年代と性質等が明らかになりました。

本報告書が文化財愛護思想普久のため、学校教育の教材、学術研究の資料としてご活用いただければ喜びとするところであります。

最後に本事業に助成を賜りました、国・県の関係者、本文中に記した関係各位のご労苦に対し厚く感謝を申しあげ、敬意を表する次第であります。

昭和57年3月

沖縄市教育委員会

教育長 比嘉徳進

例　　言

1. 本報告は、沖縄市教育委員会が総事業費1,500,000円（国補助80%・県補助10%・市負担10%）で、昭和56年度に実施した遺跡詳細分布調査の報告書である。

2. 調査は、昭和56年5月1日から昭和57年3月25日まで実施した。

　調査責任者　沖縄市教育委員会　　教育長　比嘉徳進

　調査指導助言　沖縄県教育庁・文化課専門員　　岸本義彦氏

　調査担当　　沖縄国際大学文学部社会学科考古学卒業　比嘉賀盛

　沖縄市教育委員会社会教育課　　宮城利旭

3. 報告書をまとめるにあたり、数多くの方々の御指導・御協力を賜わった。ここに、ご芳名を記して厚くお礼申しあげます。

　那覇市史編集委員　　多和田眞淳氏

　沖縄国際大学文学部社会学科考古学研究室　　高宮廣衛教授

　沖縄県教育庁・文化課専門員　　当真嗣一氏・安里嗣淳氏

　沖縄県立博物館・学芸員　　知念勇氏・大城逸郎氏

　沖縄市市誌編算室嘱託　　恩河尚氏・

　琉球大学法文学部史学科卒業　　照屋正賢氏・呉屋義勝氏

　沖縄国際大学考古学研究会

4. 国土基本図は建設省国土地理院長の承認を得て複製。

5. 詳介資料は下記の機関で保管。

　沖縄県教育庁・文化課

　沖縄県立博物館

　沖縄国際大学文学部社会学科考古学研究室

　沖縄国際大学考古学研究会

　沖縄市教育委員会

6. 分布図で使用した記号。

◎ 水源地

● 拝 所

□ 表面観察による遺跡範囲と予想される地域。

目 次

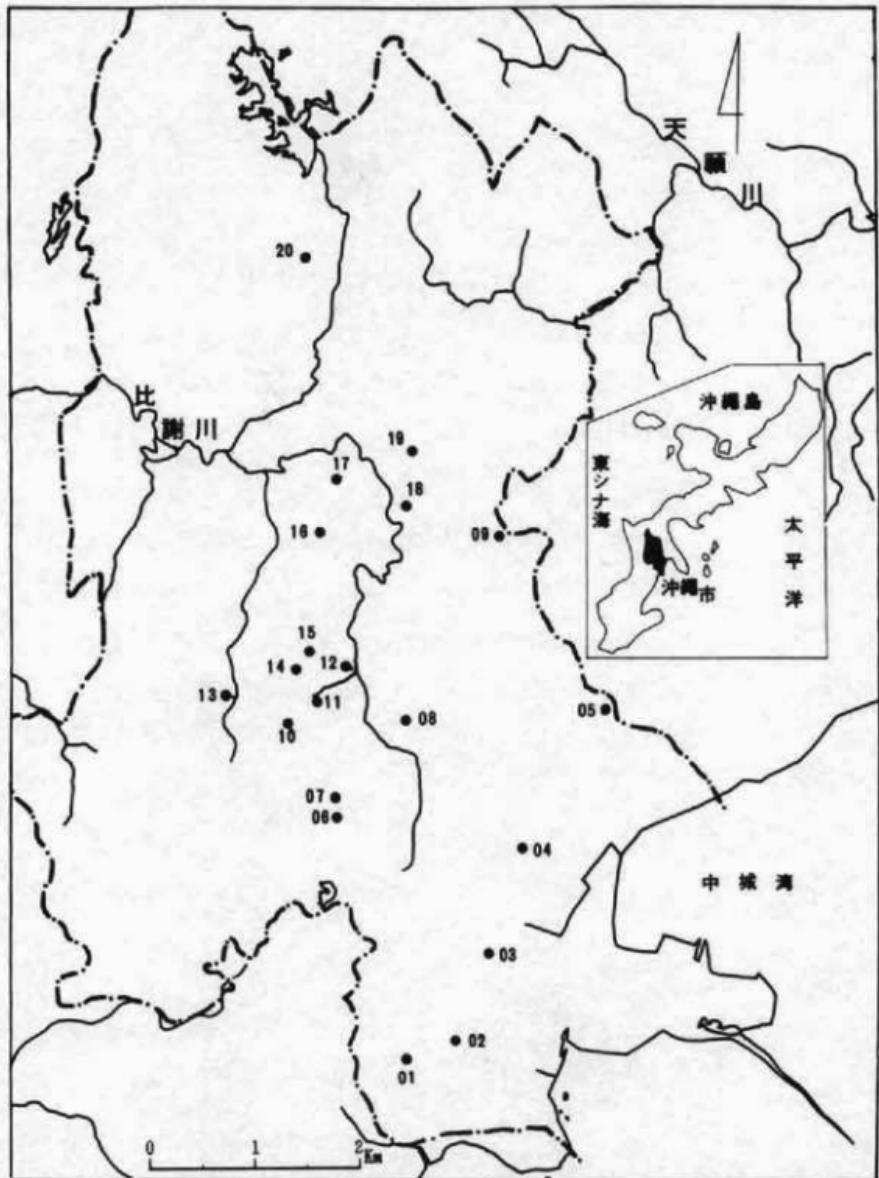
I 総 説	1
1 位置と自然環境	1
2 歴史的環境	1
3 調査経過	2
II 各時代の概要	4
1 旧石器時代	4
2 新石器時代	4
(1) 前Ⅱ期	5
(2) 前Ⅳ期前半	6
(3) 前Ⅳ期後半～前Ⅴ期	7
(4) 後 期	8
(5) グシク時代	9
(6) 小 結	10
III 遺跡の概要	12
IV 文化財と関連する開発事業	59
V おわりに	62
関係文献目録	64
VI 沖縄市文化財保護関係法規	70
VII 遺跡分布図	92

図版目次

図版 ①	与儀遺跡出土遺物 (土器・青磁・須恵器)	13
図版 ②	与儀遺跡 青磁 (上段—外面 下段—内面)	14
図版 ③	与儀遺跡 青磁 (上段—内面 下段—底面)	15
図版 ④	比屋根遺跡出土遺物 (土器)	18
図版 ⑤	比屋根遺跡 青磁 (上段—外面 下段—内面)	19
図版 ⑥	比屋根遺跡 青磁 (上段—外面 下段—底面)	20
図版 ⑦	比屋根遺跡 (上段—石斧 下段—須恵器・鉄器)	21
図版 ⑧	大里エーヤマ遺跡 (上段—青磁・土器・下段—石器)	25
図版 ⑨	大里エーヤマ遺跡 (石製品)	26
図版 ⑩	津嘉山森遺跡出土遺物 (土器)	28
図版 ⑪	仲宗根貝塚出土遺物 (土器)	30
図版 ⑫	仲宗根貝塚層状別遺物出土状況	31
図版 ⑬	仲宗根貝塚 (上段—石器 下段—玉)	32
図版 ⑭	仲宗根貝塚 (貝製品)	33
図版 ⑮	越來グシク (上段—土器 下段—青磁)	36
図版 ⑯	越來グシク 青磁 (上段—内面 下段—外面・底面)	37
図版 ⑰	越來グシク出土遺物 (磁器・陶器・須恵器)	38
図版 ⑱	センター公園内遺物散布地 (上段—土器 下段—石器)	41
図版 ⑲	竹下遺跡出土遺物 (土器・青磁・須恵器)	50
図版 ⑳	知花遺跡群出土遺物 (土器)	51

図 目 次

Ⓐ 図	与儀遺跡位置図	94
Ⓑ 図	比屋根遺跡位置図	95
Ⓒ 図	満喜世遺跡位置図	96
Ⓓ 図	大里エーヤマ遺跡位置図	97
Ⓔ 図	津嘉山森遺跡位置図	98
Ⓕ 図	室川貝塚・仲宗根貝塚位置図	99
Ⓖ 図	越來グシク位置図	100
Ⓗ 図	明道遺跡位置図	101
Ⓘ 図	インジングシク・八重島貝塚・センター公園遺物散布地位置図	102
Ⓛ 図	天之岩戸向洞穴遺跡・那志原遺跡位置図	103
Ⓜ 図	上地長次原遺跡位置図	104
Ⓛ 図	知花遺跡群・竹下遺跡・知花グシク・知花焼窯跡位置図	105
Ⓜ 図	内喜納登窯跡位置図	106



▲ 沖縄市遺跡分布図



▲沖縄本島位置図

▼沖縄市内遺跡一覧表

遺 跡 名	遺 跡 名
01 与 儀 遺 跡	11 八 重 島 貝 塚
02 比 屋 根 遺 跡	12 那 志 原 遺 跡
03 満 喜 世 遺 跡	13 上 地 長 次 原 遺 跡
04 大 里 エーヤマ 遺 跡	14 インジングシク
05 津 嘉 山 森 遺 跡	15 天 之 岩 戸 向 洞 穴 遺 跡
06 仲 宗 根 貝 塚	16 竹 下 遺 跡
07 室 川 貝 塚	17 知 花 遺 跡 群
08 越 来 グ シ ク	18 内 喜 納 の 登 窯
09 明 道 遺 跡	19 知 花 烧 窯 跡
10 センター公園内遺物散布地	20 知 花 グ シ ク

総 説

1 位置と自然環境

九州から台湾まで約1,300kmの洋上には、大小の島々が弧状に連なる。諸島中最大の沖縄本島は、南北約135km、幅は最狭部の中部石川市で約4kmを測る。

沖縄市は那覇の北方約19kmに位置し、中城湾に面した海岸平野と内陸部の丘陵上台地に形成された都市である。

地形は、泡瀬一帯の海岸平野、胡屋付近の台地、最北端の嘉手納弾薬庫地区の山岳地帯に分けられ、最標高は210mである。

沖縄本島を石灰岩地域と粘板岩地域に区分する天願構造線が知花グシク付近を横断し、構造線付近は地質・植生等が国頭地域と中南部地域のいりくんだ様相を示す。

市内に分布する植物は、ヤブツバキクラス域自然植生として、リュウキュウアオキ—スダジイ群集、リュウキュウガキ—ナガミボチョウジ群落。ヤブツバキクラス域代償植生としては、ススキ群落、シバ群団、リュウキュウマツ群落、その他ヨシ群落。植生地として、モクマオウ植林地、ギンネム林等に区分される。耕作地は、大部分がサトウキビ畑(昭和52年統計・総耕地面積の72.8%占有)として利用されている。主な河川は、天願川上流の川崎川、カニカラシ川、比謝川支流の与那原川、ハンザ川。北中城村境界に佐阿良川等がある。比謝川と佐阿良川は東支那海に流入し、天願川は太平洋に注がれ古代の交流を考える上で極めて重要だったと推察される。

2 歴史的環境

沖縄市は1974年(昭和49年)に美里村とコザ市が合併して誕生。行政区は36ヶ字よりなり、人口99,246人(昭和57年1月1日現在)、世帯数27,783戸、面積4,870ha(約39.5%農用地)で、中部圏の中核都市と位置づけられ、周囲には恩納村、石川市、具志川市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村等の市町村が隣接する。

イ. 美里間切

美里間切は現在の北中城村境界から、石川市伊波を含めた南北に帯状に細長い間切で、^①越來間切と共に柑橘の地として知られていた。

「1666年(寛文6年)に越來間切より分離し、越来間切の内、与儀・比屋根・大里・西原・知花・池原・恩納・楚南・山城・伊廟・石川・たけぼる・宮里・登川・嘉手苅などの15ヶ所を、美里間切に統合した。その後、大村渠・満喜世・渡口・古謝・桃原の五村を新設した。更に大村渠・満喜世の2村を廃し満喜世は高原村に合併、大村渠は知花と合

併して知花村となった。1776年(明和3年)に渡口と石川が合併して石川村となり、1903年(明治36年)に高原から泡瀬が分離した。

知花村は美里間切のほぼ中央にあり、17世紀には知花焼の産地であった。知花焼は1682年に牧志邑(現在の壺屋)に移したが、現在この地には壺屋の岬(チブヤヌサチ)と言う名が残っている。

泡瀬は第二次大戦前、世帯数538戸・人口3,326人を有する中頭郡有一の町であった。海上交通においても国頭山原地方との拠点となる良好をひかえていたので、遠く奄美大島・山原から山原船で薪・キチ・竹・材木等が搬入された。1884年(明治17年)には塩の生産高6,500俵を産しアーシマースの名前で親しまれ、県内最高の生産高をほこった。

この製塩法は近年まで受け継がれていたが、現在、滅亡してしまった。塩田の廃墟は、国体会場予定地東方の海岸で塩田遺構として確認される。1850年(嘉永3年)から樽皮(黒糖入れの桶)製造を始め、1933年(昭和10年)には年間14万挺を生産し製塩に次ぐ生産事業となつた。

ロ. 越来間切

合併前のコザ市は、越来間切→越來村→コザ村と歴史的変遷を経てきた。越来間切は方言で「ダイク」と言い、東方の美里間切と共に柑橘の産地として知られていた。

「越来間切は、与儀・比屋根・大里・胡屋・仲宗根・南山城・伊霸・嘉手丸・石川・高原・宮里・登川・赤崎等の11村を含んでいたが、1666年(寛文6年)に美里間切へ、西原・知花・池原・与儀・比屋根・大里・恩納・楚南・山城・伊霸・嘉手丸・石川・高原・宮里等の15ヶ村を統合。また中城間切より諸見を、北谷間切より山内を併合し、安慶田・胡屋・宇久田の3村を新設し赤崎を廃した。

当時の中頭方は7ヶ間切であったが、西側の3ヶ間切は補添間切、東方の4ヶ間切は越來の支配であった。」

御法集に依ると、小禄間切とほぼ同じ1,496石の石高を有し、西原間切、中頭間切、具志川間切・美里間切・越来間切・北谷間切・読谷山間切などの7ヶ間切の仙山(材木をとる山)を管理する中頭方山奉行も同間切の大工廻に駐在していた。

3 調査経過

調査は昭和56年7月から11月まで野外調査を実施し、12月から2月まで報告書作成を行なった。

野外調査では、遺跡の所在確認・分布・範囲などの観察を行ない。また、新しい遺跡を発見するように努めた。所在と分布範囲は、市全域図 $\frac{1}{10,000}$ と国土基本図 $\frac{1}{2,500}$ 。

$\frac{1}{5,000}$ に位置をプロットした。

各遺跡の編年は、昭和55年度には恩河尚・照屋正賢の両氏が採集した資料と分布調査時に採集した遺物、また、例言で記した機関の資料、及び調査報告書、専門書等の出版物を参考にした。

時期区分		土器型式	沖縄諸島発見の 縄文・弥生式土器	その他の年代資料
前	I	ヤブチ式土器 東原式土器	爪形文土器	ヤブチ式 6670±140y.B.P. 東原式 6450±140y.B.P.
	II	曾畠式土器 条痕文土器 室川下層式土器	曾畠式土器 条痕文土器	曾畠式(渡久地東原) 4880±130y.B.P.
	III	?		
期	IV	伊波式土器 萩堂式土器 大山式土器 室川式土器	出水系土器 市来式土器	伊波式(熱田原) 3370±80y.B.P. 伊波式(室川) 3600±90y.B.P.
	V	室川上層式土器 宇佐浜式土器		宇佐浜式は黒川式並行 とみられる。
	VI	?	板付Ⅱ式 亀ノ甲類似土器	
	VII	具志原式土器	山ノ口式土器	
後	III	アカジャニガーハ式土器		アカジャニガーハ式は成川式並行とみられる。
	IV	フェンサ下層式土器		類須恵器

▲ 沖縄諸島中における新石器時代の編年(試案)表

高宮廣衛 1978年「南島考古」No.6より

II 各時代の概要

沖縄では旧石器時代と歴史時代の間に2時代を設定している。これは新石器時代（あるいは貝塚時代）とグシク時代である。縄文時代や弥生時代等の用語に慣れた人には、特異な感を与えるであろう。新石器時代の用語を使用することには、問題点もある。本文では「新石器時代」の用語を下記に示すように使用する。

新石器時代 = 旧石器時代以後 → 平安時代の初頭

グシク時代 = 平安時代初頭 → 16世紀前後

1 旧石器時代

沖縄では、旧石器時代に属する人類の骨が那覇市山下町第一洞穴遺跡や具志頭村港川遺跡等で出土している。これらの遺跡は、琉球石灰岩地域に分布している。本市内では、この時代の遺跡は、発見されていない。市内には、琉球石灰岩が分布しており、今後に発見される可能性がある。

2 新石器時代

沖縄諸島の新石器時代の研究は、読谷村渡具地東原遺跡の発掘調査によって大きく進展した。同遺跡では、ヤブチ式土器 → 東原式土器 → 曽畠式土器・条痕文土器・室川下層式土器と層位ごとに出土した。この東原遺跡の発掘調査に並行するように、本市内の室川貝塚の発掘調査が実施され、伊波・荻堂式土器の下層から室川下層式土器が出土した。

これらの成果によって、沖縄の新石器時代の編年は、大きく書き変えられた。1978年、高宮氏は、新らしい編年（試案）を発表している。これは、新石器時代を前期と後期に区分し、さらに前期を5期、後期を4期に細分したものである。本報告では、同氏の編年案を使用する。

本市内に分布する新石器時代の遺跡は、8遺跡である。この中で発掘調査の実施された遺跡は、仲宗根貝塚、室川貝塚、知花遺跡群の3遺跡に過ぎない。その他の遺跡は表面採集調査などの簡単な調査が行なわれただけである。これらの遺跡の場合は、得られている資料も僅かである。土器を例にとると、およその時期を推定できるに過ぎない資料が得られているだけである。

この様な状況の中では、各遺跡の記述を進める上で問題が多い。これは上述の土器型式を判定するに至らない資料が多いことに起因するものである。

本文では、先述の高宮氏の編年案の前Ⅳ期を前半と後半に区分することにした。前半は、伊波・荻堂式土器とし、それ以後を後半とする。これは、大山式土器に続く土器は、胎土や混入物が変化に富み、小破片の場合には、前Ⅴ期の土器と判別が困難なためである。

(1) 前Ⅱ期

本市内で最も古い土器は、室川下層式土器である。室川下層式土器の出土する遺跡は、室川貝塚と津嘉山森遺跡の2遺跡である。室川下層式土器と後続する前Ⅳ期の伊波式土器との関係は、明らかでない。両者の間には、どの様な型式の土器が存在するかが今後に残された大きな課題である。また、室川下層式土器は、これに伴う石器等が明らかでなく、どの様な文化的特色を有するか不明である。



(2) 前 IV 期前半

伊波・荻堂式土器の出土する遺跡は、津嘉山森遺跡を除き、市内中央部を南北に直線的に分布する。これは市内中央部から西にかけて広がる琉球石灰岩台地の東端付近に遺跡が立地している事に起因する。また、これらの遺跡は、比謝川水系に沿って分布している。比謝川は、西海岸へ注いでおり、同海岸には渡久地東原遺跡、野国貝塚B地点があり、本市地域へ新石器時代に人類が進出する際にこの川を逆登って来た可能性が予想されている。^④ところが市内で最古の室川下層式土器の出土する2遺跡は、東海岸に近い所に立地している。

◀ 新石器時代 IV 期前半
市内遺跡分布図



(3) 前 IV 期後半～前 V 期

大山式土器以後の土器は、一般に口縁部が肥厚する傾向が認められる。この時期の遺跡は、本市内でも琉球石灰岩台地の広い地域に分布する傾向が認められる。このことに関連し、同期の遺跡は、開発等によって破壊される例が多い。この時期には、市内に 7 遺跡が存在したと予想される。この中で、4 遺跡が一部もしくは、全部が破壊されている。

同期の遺跡は、単独遺跡の場合と伊波、荻窓式土器と複合する例がある。前者には、上地長次原遺跡や明道遺跡等が予想されるが先述の様に明確な資料が得られていない。後者は、仲宗根貝塚、室川貝塚、知花遺跡群である。



◆新石器時代前 IV 期後半
～同 V 期
市内遺跡分布図

- 1. 仲宗根貝塚
 - 2. 室川貝塚
 - 3. 上地長次原遺跡
 - 4. 壱コザ保健所東方
 - 5. インジングシク
 - 6. 知花遺跡群
 - 7. 明道遺跡
- ※ この時期の遺跡があった
と推定される。

(4) 後期

後期の遺跡は、海岸近くに形成される場合が一般的である。同期遺跡が内陸部に形成される場合には、洞穴や岩陰にあり、小規模な例がほとんどである。グシク時代初頭の遺跡では、後期土器の終末期の土器が出土する例が知られている。

本市内には、後期土器の出土する4遺跡がある。上地長次原遺跡と那志原遺跡は、岩陰に形成された小規模な遺跡である。仲宗根貝塚と室川貝塚出土の後期土器は、後期後半～グシク時代初頭に残る後期終末期の土器と予想される。



(5) グシク時代

グシク時代以前の遺跡は、本市内の場合、琉球石灰岩の分布する地域に限られるが、この時代になると、島尻層群地域へも遺跡が形成される。市内で島尻層群地域に形成された遺跡は、東海岸の標高30m前後に分布する与儀遺跡、比屋根遺跡、満喜世遺跡、大里エーヤマ遺跡がこれに当る。

グシク時代の初期には、久米島のヤジャーガマ遺跡の様に洞穴内に形成される例がある。この種の遺跡は、本市では天之岩戸向洞穴遺跡の1例が確認される。



(6) 小 結

本市では、新石器時代～グシク時代の遺跡は、約80%が琉球石灰岩の分布する地域に見られ、他には島尻層群に形成される。

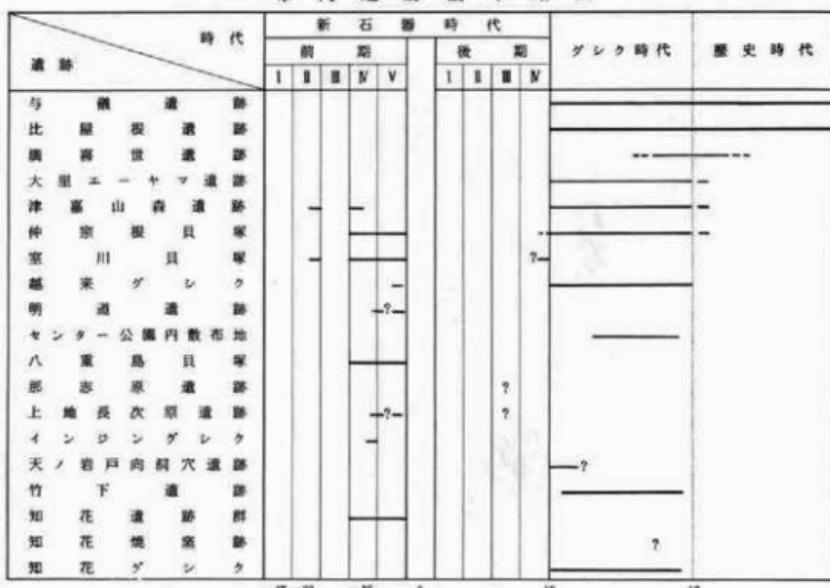
琉球石灰岩の分布がほとんど見られない北美小学校一帯の北側地帯と、字山内一帯の西側地帯では、遺跡はまだ発見例がない。これは地質が関係すると思われ、両地域とも本島北部の国頭疊層に類似する地質である。

グシク時代以後の遺跡は、内喜納の登り窯、知花焼窯等がある。この他に字池原には、鳩目鏡に関係する石碑があり、今後、本格的な調査を実施する必要がある。

各遺跡の編年上に占める位置は、下図に示す通りである。

(※図中に?を記したものは、明確な資料が得られていないものを示す。)

市 内 遺 跡 編 年 略 図



-47 -30

-16

0

10

16

遺 跡 の 概 要



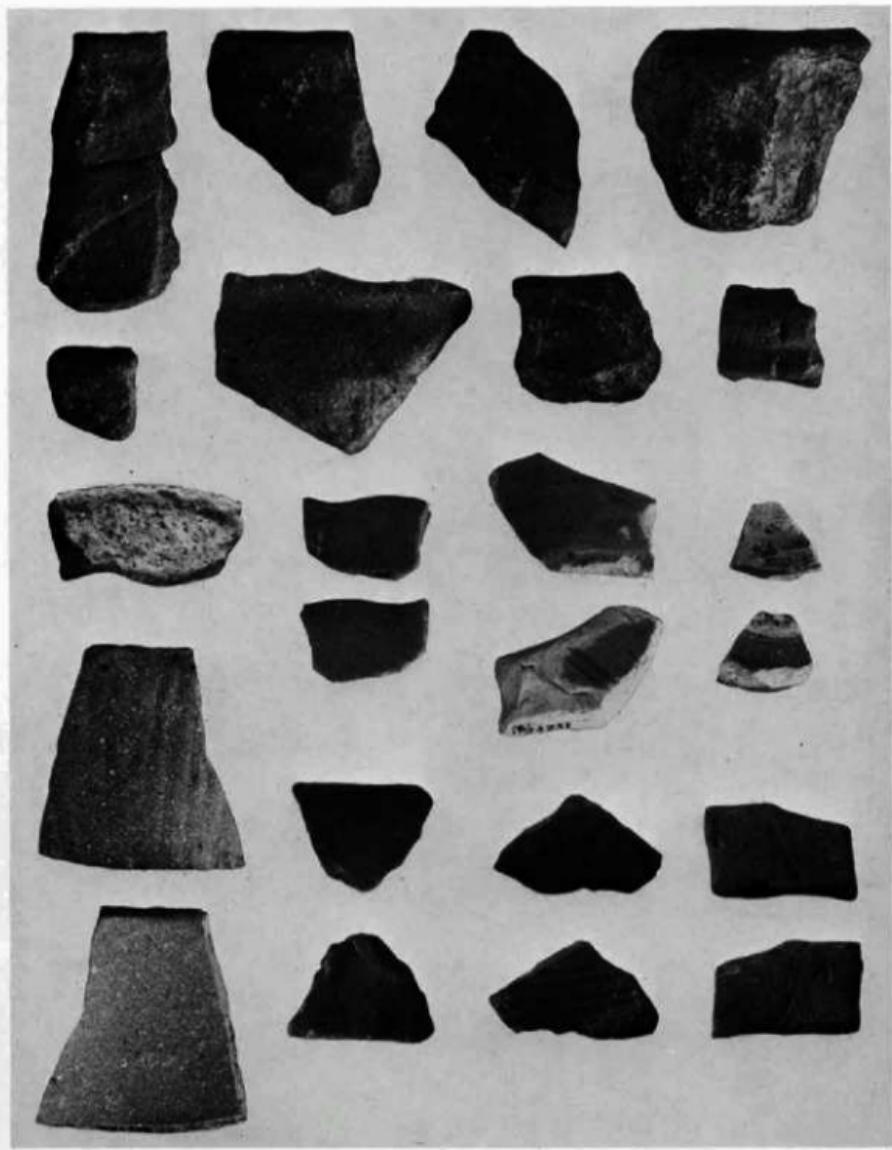
▲ 遺跡全景

(1) 与儀遺跡

遺跡は、字与儀の集落内に形成され、グシク時代から歴史時代の遺物が採集される。与儀集落は、渡口川の北 約 500 m に位置する。集落は、南西に面した暖傾斜地からその南下方の低地に広がっている。付近の地質は、島尻属郡に属している。上述の低地を境とし、島尻層群は、ニービと呼ばれる砂岩性の地殻とジャーガルの粘土質の土壤に分かれる。前者は、南側に分布し墓地や畠として利用されている。後者は、宅地や畠に利用されている。

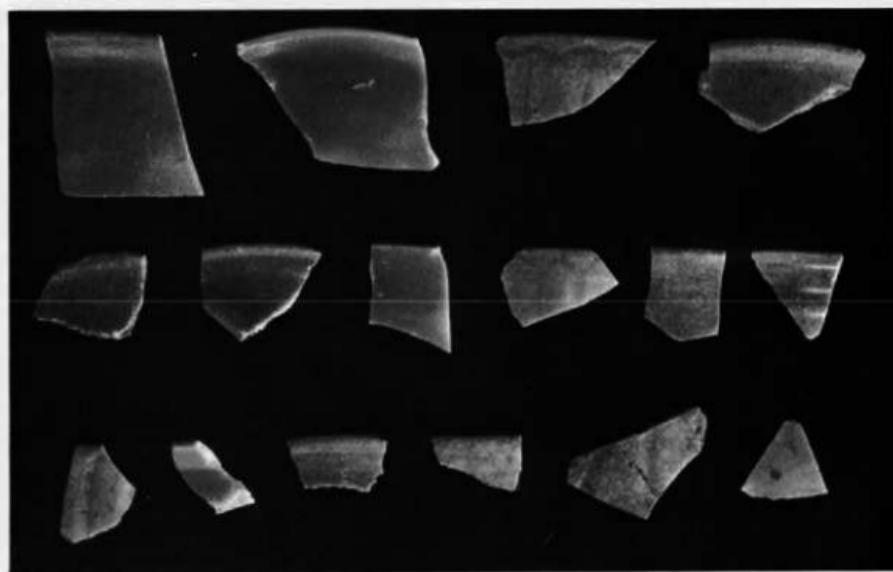
本遺跡では、未攪乱の遺物包含層と思われる層が観察される。イ地点付近の道と畠の境では、アラスジケマンガイを中心とする薄い混貝土層が途切れ途切れに続く状況が見られた。ロ地点付近の溝の壁面には、約 30 cm の混土貝層が観察された。分布調査の際に採集された資料はこの両地点の一帯で多く、遺跡の中心部と予想される。ハ地点の付近では、若干の土器、須恵器、青磁等の小片が採集されている。この付近での遺物包含層の存在は、確認されていない。この地点を除いて、遺物の散布は、暖傾斜地に限られる傾向がある。

採集された人工遺物は、石器を除いた全部が小破片である。① 10 ~ 16 がハ地点付近で得られている。他の資料は、イ、ロの両地点付近で得られたものである。なお、本遺跡で採集された土器の数点には、滑石粒が混入されている(①の 1, 6)。



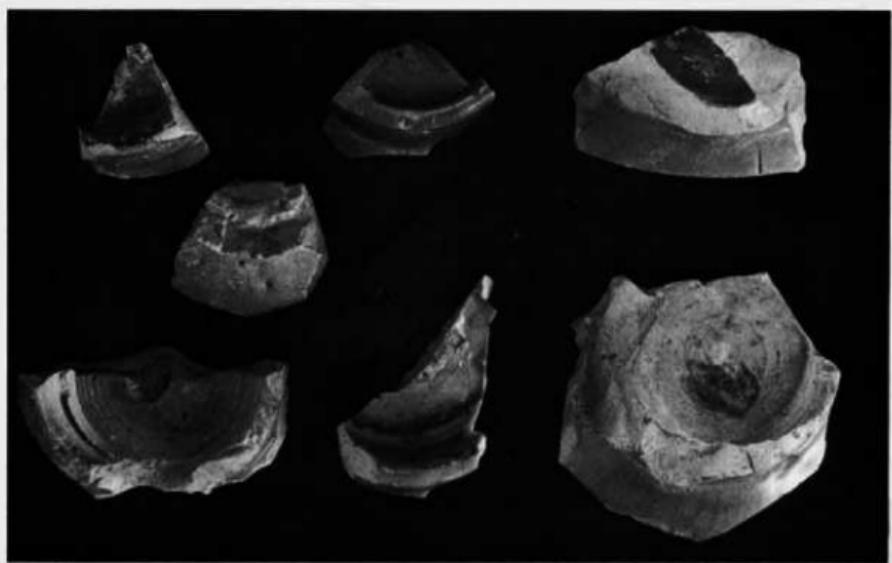
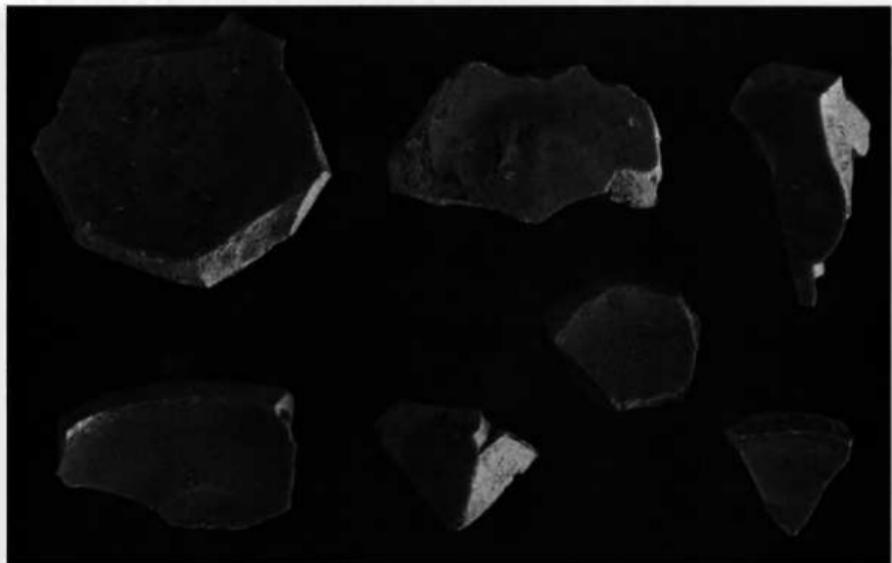
① 与儀遺跡出土遺物

(1~9 土器, 10~13 青磁, 14~16 須烹器)



② 与 儀 遺 跡

青 磁 (上段—外 面, 下段—内 面)



③ 与儀遺跡 青磁 (上段—内面, 下段—外面)



イ地点近景



八地点近景



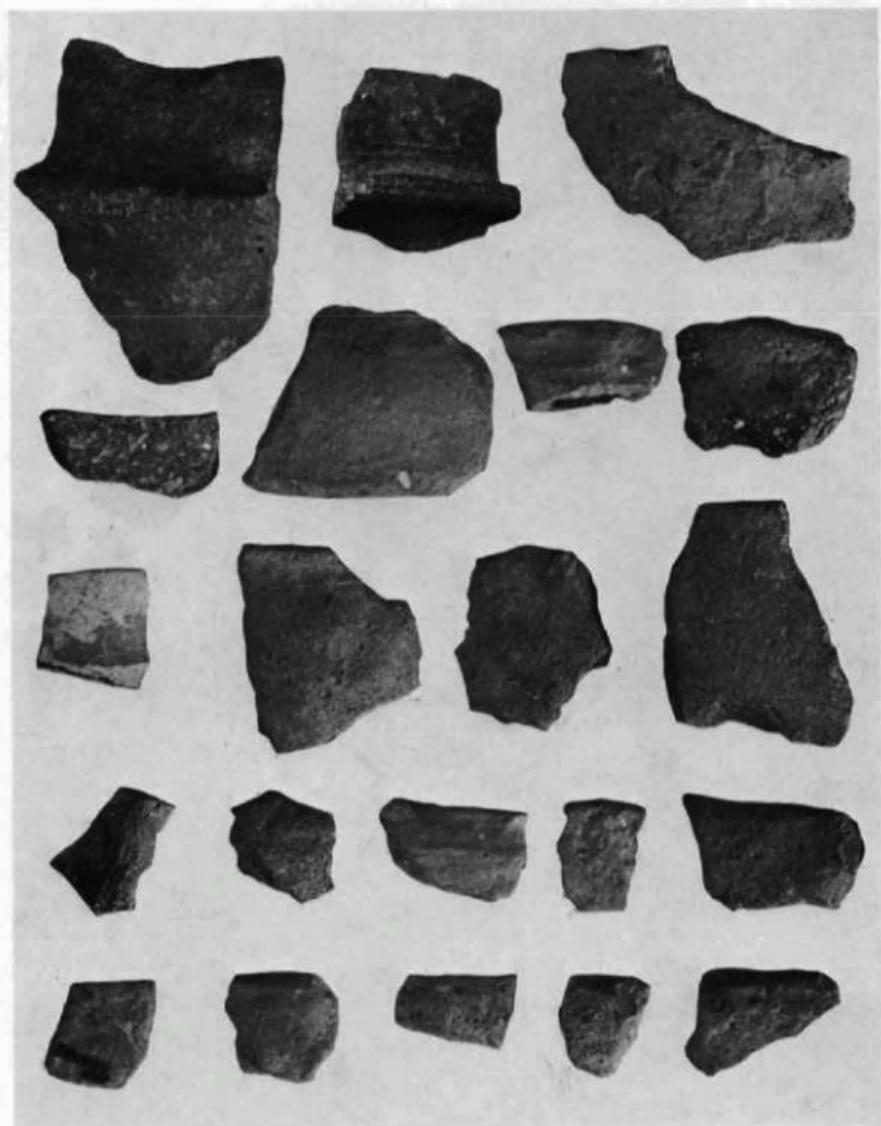
▲ 遺跡遠景

(2) 比屋根遺跡

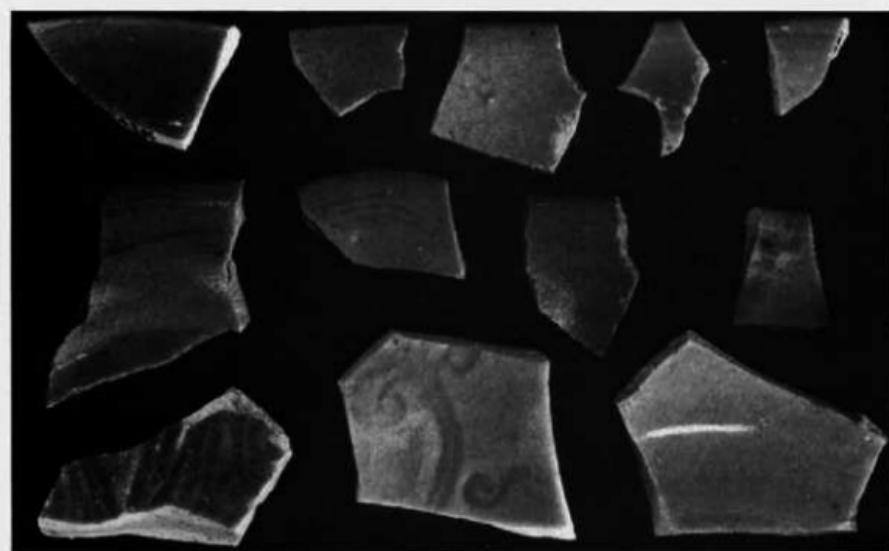
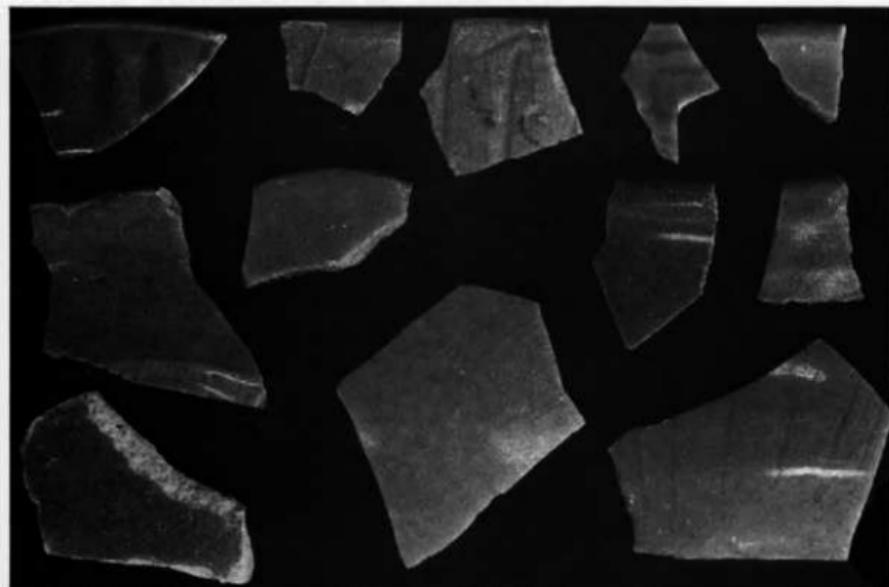
字比屋根の集落内と後背小丘にかけて形成されたグシク時代以降の遺跡である。古くから与儀・比屋根（ユージ ヒャーゲン）と呼称されるように、遺跡もほぼ同様な立地状況を示している。遺跡は標高45.5mのジャガル土壌小丘を頂点に、南側と西側、及び現集落内にも分布する。大半は屋敷跡や畠であり、数地点で遺物包含層が観察できる断面がある。イ地点（②参照）では、僅かに土が混じる30cm程の混貝土層が観察できる。

地表に近い部分は、宅地造成や耕作等によって攪乱されており、下部に良好な包含層が残っている可能性が強い。

採集遺物は小破片だけである。口縁部は、直口ないし内湾するもの⑤1~3, 10, 11と、外反を示す⑤5~7とに大別される。陶磁器は数100点採集されているが大半は壺屋焼で、青磁等の輸入陶磁器は小数である。石斧が1点採集されている。しかし、この資料は凹石として2次利用されたもので、グスク時代に製作されたものとは考え難い。鉄器としては刀子が1点得られた。

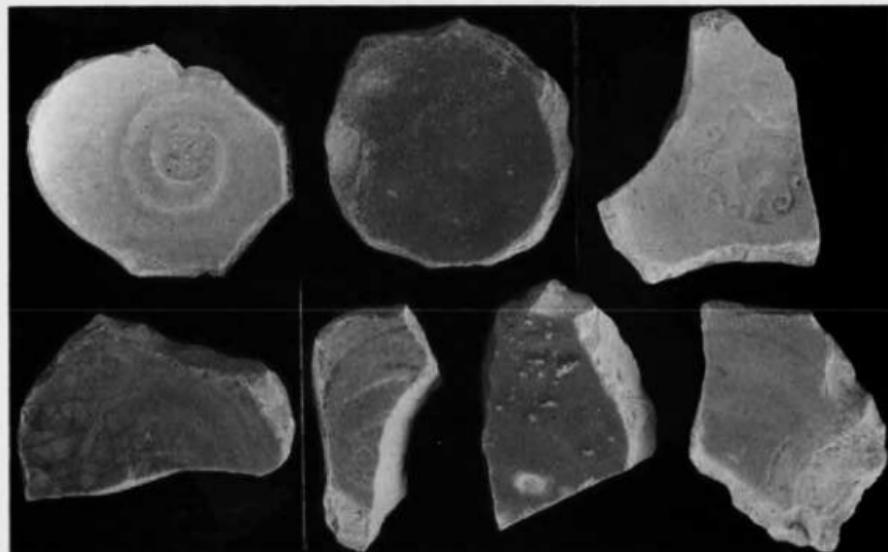


④ 比屋根遺跡出土遺物 (土 器)



⑤ 比屋根遺跡

青磁 (上段一内面, 下段一内面)



⑥ 比屋根遺跡

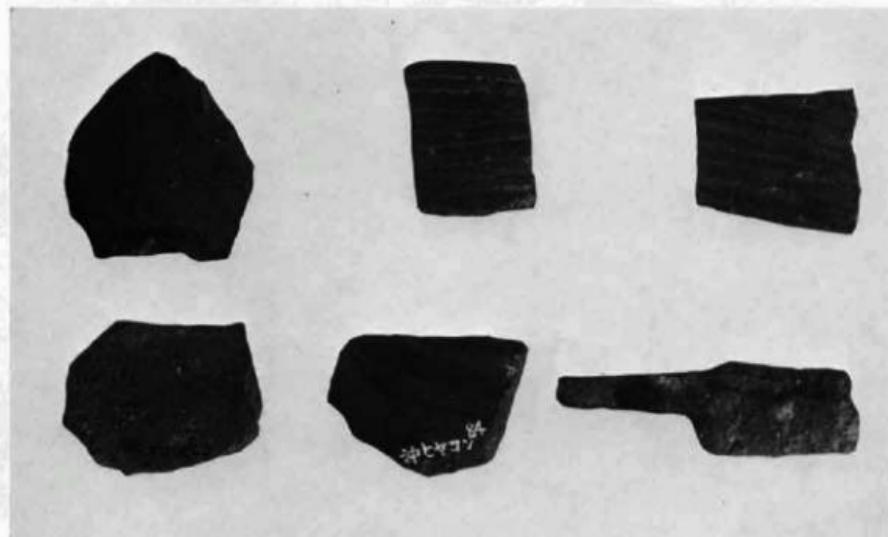
青 磁 (上段—外面, 下段—底面)



⑦ 比屋根遺跡

上段一石 茅

下段一1~5 須恵器，6 鉄 器





▲ 遺跡遠景

(3) 満喜世遺跡

遺跡は高原集落の南に位置し、ジャーガル土壤の小丘上に形成されている。小丘の東部にマンジョウガニがあり、その拝所の前庭部に混土貝層が地表に露出している。道路側断面での観察では、層の厚さは、約 20 cm 前後である。拝所前庭部の混土貝塚は、地表面では鉄線や針等がわりと混入しており、この貝層は近世に形成された可能性もあり、注意を要する。

遺物の散布する範囲は、上述の拝所より西に広がり、満喜世ヌ殿の上方に及んでいる。採集された資料は青磁や南蛮陶器が数点、グシク時代の土器小片が 1 点、その他に童屋焼があり、この陶片が量的には最も多い。

文献によると満喜世集落は、17 世紀後半に始まり、1766 年に廃村になったと記されている。^① 採集遺物が少ないのは、遺跡の存続期間の短い事を暗示せしめる。なお、僅かではあるが土器や青磁が採集されており、本遺跡の起源を示唆する。

▲満喜世ウガンの貝層

満喜世ウガンの貝層の露出面の状況





▲ 遺跡遠景

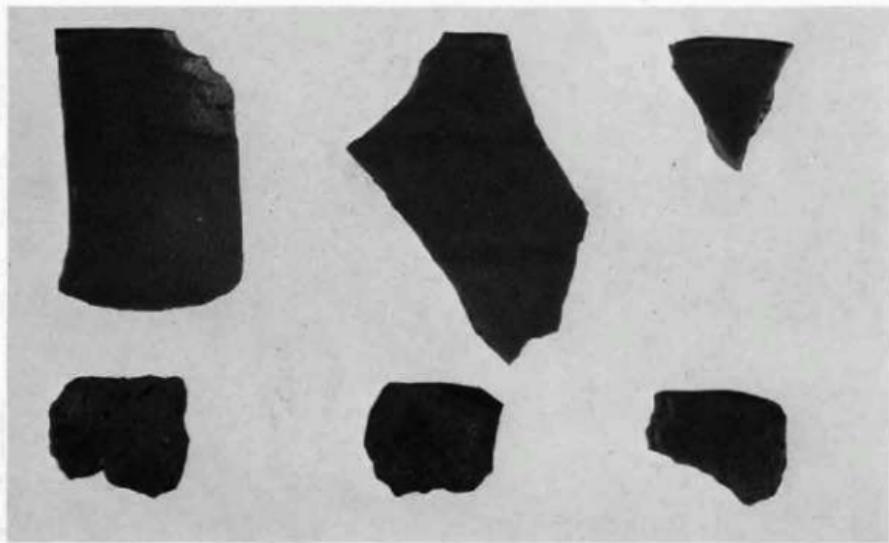
(4) 大里エーヤマ遺跡

遺跡は、大里集落の西側斜面に位置する。ジャーガル土壤の傾斜地の中途、傾斜の腰やかになった尾根状の地に形成されている。遺跡付近は、通称エーヤマと呼ばれ、樹木が繁り、サトウキビ畑の広がる中で際立った状況を示している。

伝承によると、大里集落の前身はエーヤマに在ったと言われ、拝所もここに集中する。付近の畑では、耕作によって貝を含む黒褐色土が露出しており、土器・陶磁器、石器等が採集された。

採集遺物は量的に少なく、土器と陶磁器が僅かに得られた。陶磁器の中には、青磁片が數点含まれるが、多くは壺屋焼等である。石器は、凹石が2点、石製品が1点得られている。この石製品は、滑石鉢床付近の岩石と鑑定されており、寸法は $45 \times 50\text{mm}$ 、高さ 20 mmである。^⑨

遺跡の北方・約 100m には、貝や陶磁片（壺屋焼や近世の磁器）が散布する地点がある。なお、この付近の土は、客土された可能性がある。ハ地点では、青磁片が採集された。この地域を調査中、アシビナー（ロ地点）付近から現集落に向け、排水路工事が行なわれていた。幅 1m・長さ 70m の溝が掘られていた。溝を観察したが、遺物包含層等の存在は確認されなかった。陶磁片は、壺屋焼や近世の磁器片がほとんどである。



⑧ 大里エーヤマ遺跡 上段—1~3 青 磁, 4~6 土 器

下段—石 器





⑨ 大里エーヤマ遺跡 (石製品)



▲ 遺跡遠景

(5) 津嘉山森遺跡

遺跡は古謝集落の北方・約350mに位置する。1970年代の初頭に宅地造成工事が行なわれ、現在包含層が僅かに残っているだけである。

本遺跡で採集された遺物は、新石器時代の前Ⅱ期の室川下層式土器（①の1）、同前Ⅳ期の伊波式土器（①の2～4）、フェンサ上層式土器、青磁等がある。

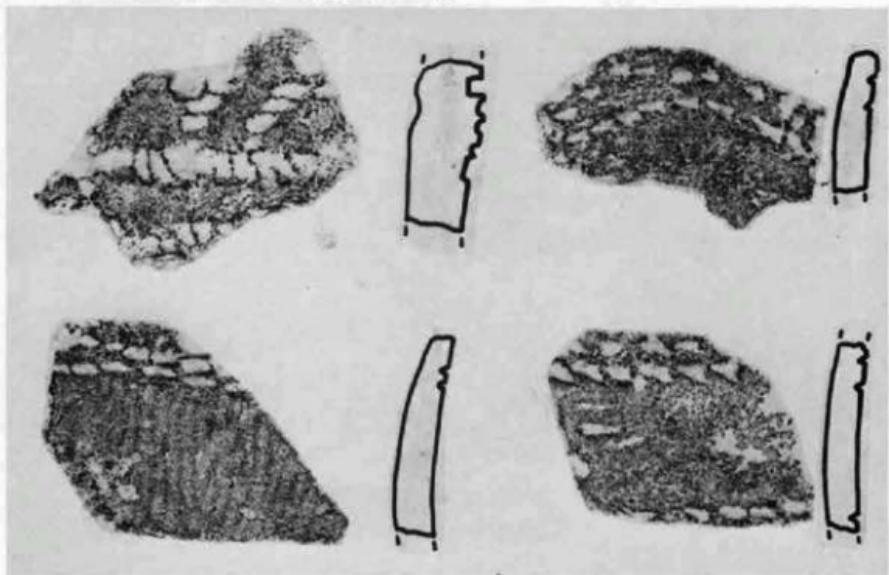
伝承によると、古謝集落は本遺跡付近にあったと言われ、採集遺物にはグシク時代に属する資料が得られており、この伝承を裏付けるものと考えられる。

古謝集落の北東部には、イーウガンやクモクウタキ等の拝所が集中している。この付近の宅地や畑で近世の陶磁器に混ざり、僅かながら青磁の小破片が散布している。また、クモクウタキでは、土器の小片が2点得られた。



▲ 津嘉山森遺跡近景

⑩ 津嘉山森遺跡出土遺物 (土 器)





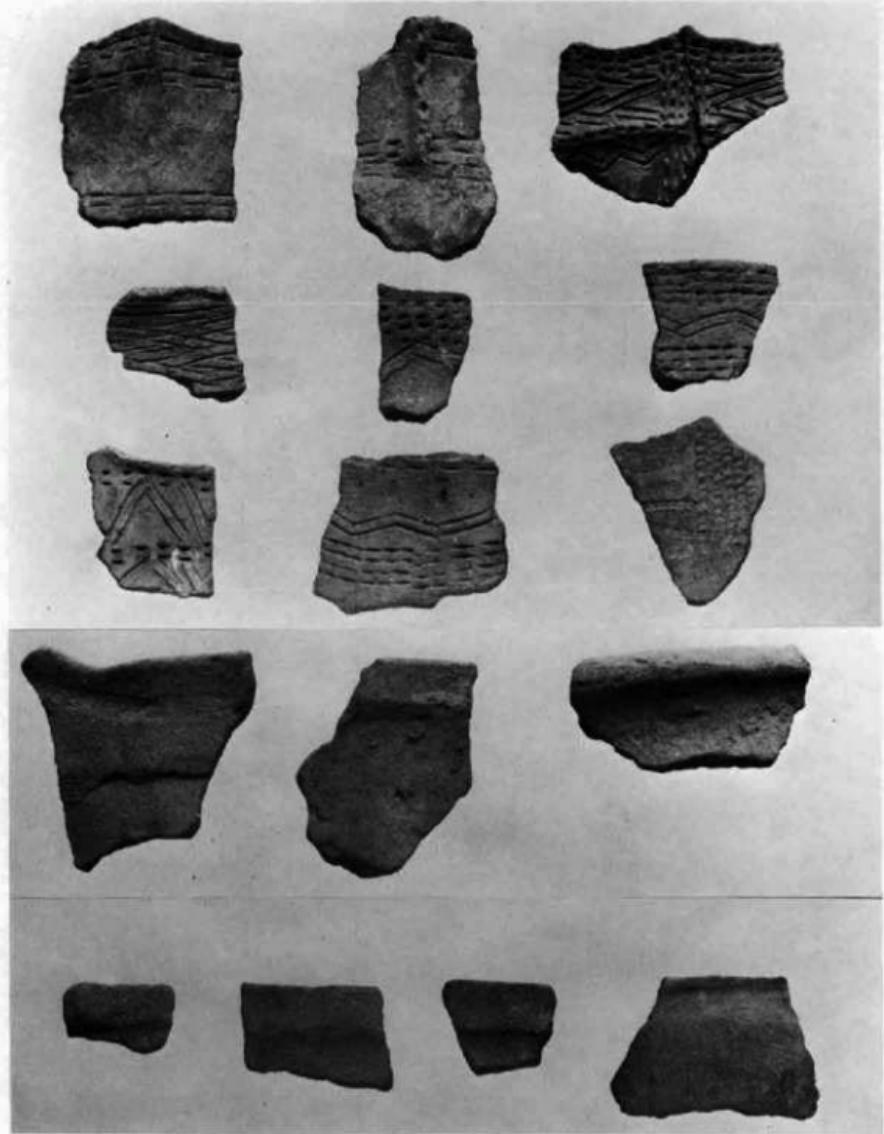
▲貝塚近景

(6) 仲宗根貝塚

本貝塚は市内中央部に広がる琉球石灰岩台地の南東端に形成されている。貝塚の北西約100mには、本市役所や室川貝塚がある。本貝塚から中城湾までの現在の直線距離は約3kmであるが、伝承によると高原交差点付近に山原船の船着き場があったと言われ、この交差点から本貝塚までの直線距離は約2kmである。

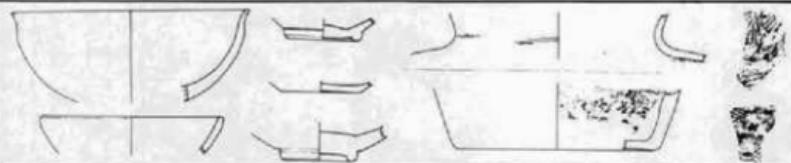
昭和41年に琉球政府文化財保護委員会、昭和54年には県教育庁文化課が発掘調査を行なっており、これらの調査の結果、本貝塚は新石器時代の前V期からグシク時にかけての各期の遺物が出土することが明らかとなった。注目すべきものとして、昭和41年の発掘調査で新石器時代前V期の層中から抜歯された人骨が出土している。また、この調査では新石器時代前V期の伊波式土器より下層に宇宿下層式土器の出土する傾向が観察されている。遺跡の範囲については、昭和54年の発掘調査によって石灰岩台地上に広がることが確認されている。また、コザ中学校グランド沿いの道路工事で遺跡が壊されたとの情報もあり、本貝塚の範囲がコザ中学校付近まで及んでいた事を示唆する。^⑩

コザ中学校の南側、イ地点にはアラスズケマンガイ等の貝を含む黒褐色土層がある。この層がどの時期の層であるかは明らかでない。コザ中学校は先述の遺跡上に位置していると考えられ、付近では、グシク時代の土器片や青磁等の破片が採集される。



⑪ 仲宗根貝塚出土遺物 (土 器)

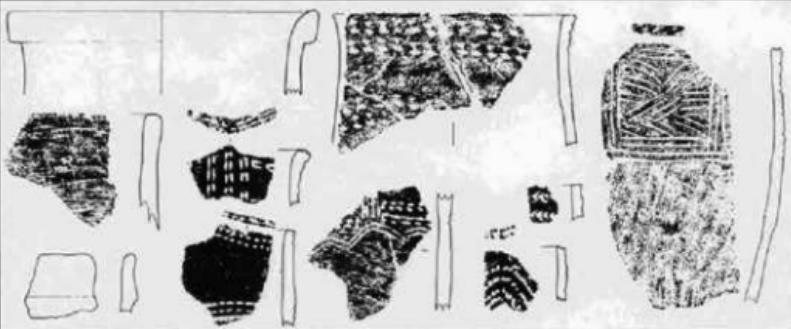
表採第一回層



第四層



第三層



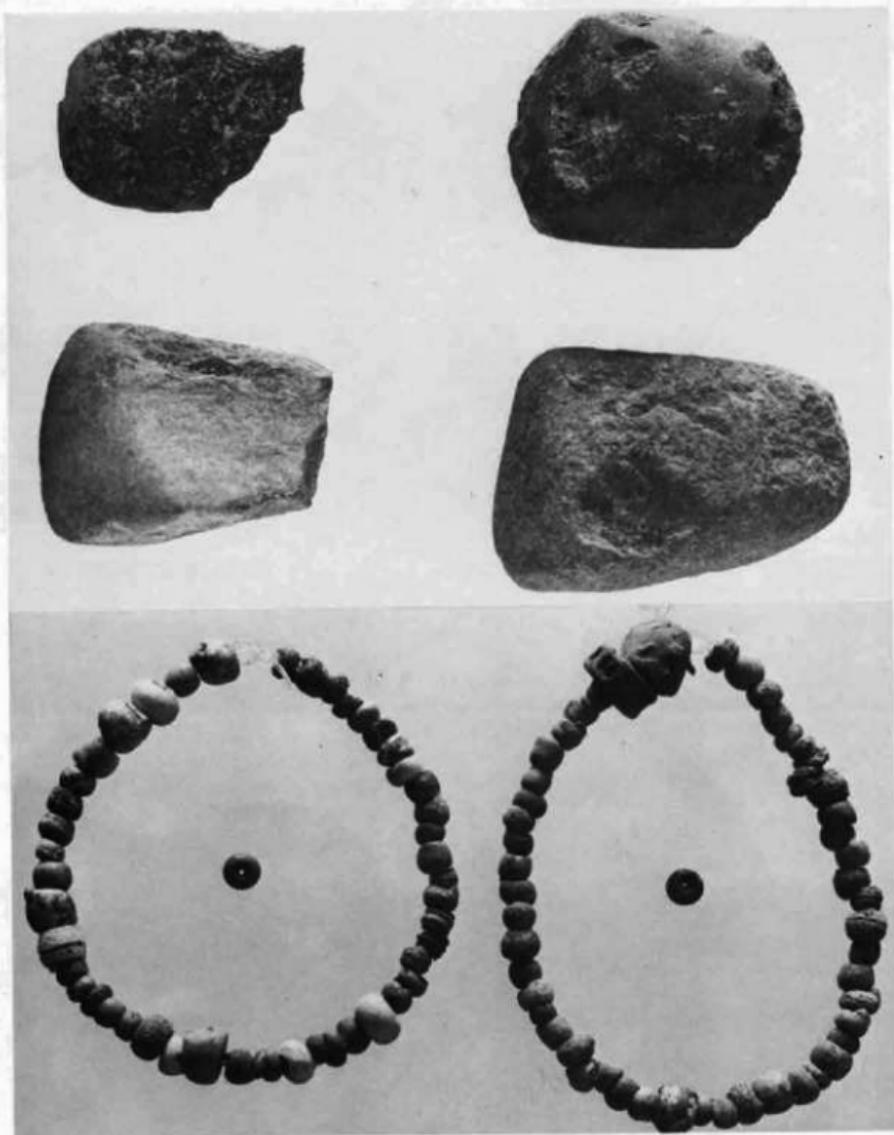
第五層



第六層

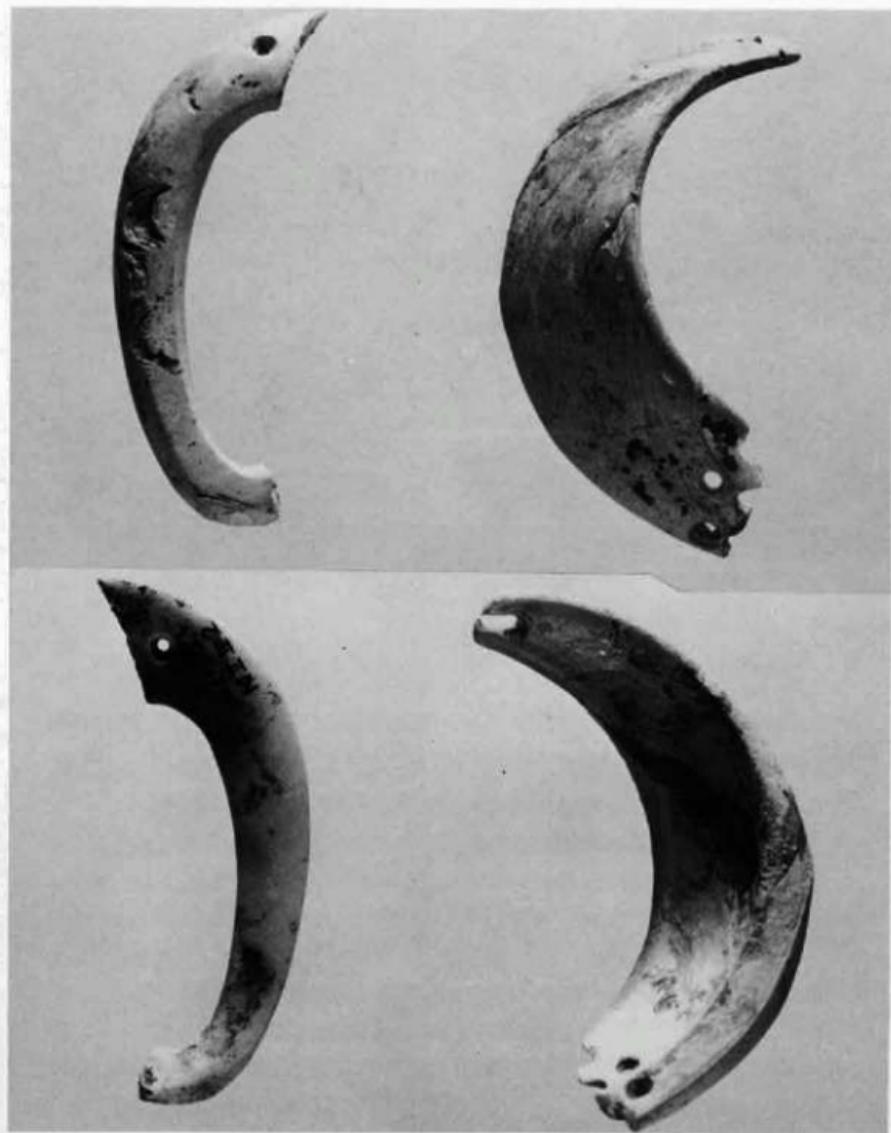


⑫ 仲宗根貝塚、層状別遺物出土状況 (縮不同)



⑬ 仲宗根貝塚

上段一石器，下段一玉



④ 仲宗根貝塚

(貝製品) 左一シコガイ, 右一サラサバティ



▲貝塚近景

(7) 室川貝塚

貝塚は字仲宗根室川原88番地、130番地、304番地に所在し、琉球石灰岩台地の東側崖下に形成されている。遺跡の範囲は、およそ50×100m以内である。

昭和49～52年にかけて沖縄国際大学考古学ゼミが第1～4次の発掘調査を実施し、昭和53年度には、本市教育委員会が遺跡範囲確認調査を行なった。発掘調査で多量の遺物が出土しており、出土遺物中、土器は特に、読谷村渡具知東原遺跡の発掘調査の成果と共に沖縄の新石器時代編年表を大きく書き変えさせた。また、本貝塚名を付した室川下層式土器、室川式土器、室川上層式土器の3型式が設定されている。本貝塚の編年上に占める位置は、新石器時代の前Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ期・後期と各期に及んでいる。

近接する仲宗根貝塚と本貝塚は、一連の遺跡と考えられる。前者には大山式・室川式・室川上層式土器等の出土が少ないが、後者には多量出土している。この様に両貝塚の出土土器を比較すると互いに補足し合う状況が見受けられる。

仲宗根貝塚の形成を考慮すると、本貝塚も石灰岩台地上に住居が営なまれたことが考えられる。同台地上には建物が密集し、その存在を明らかにするのは困難であろう。



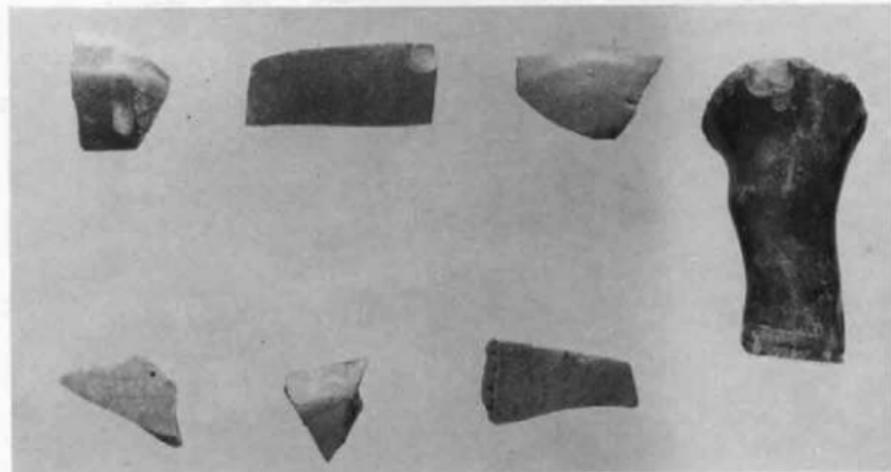
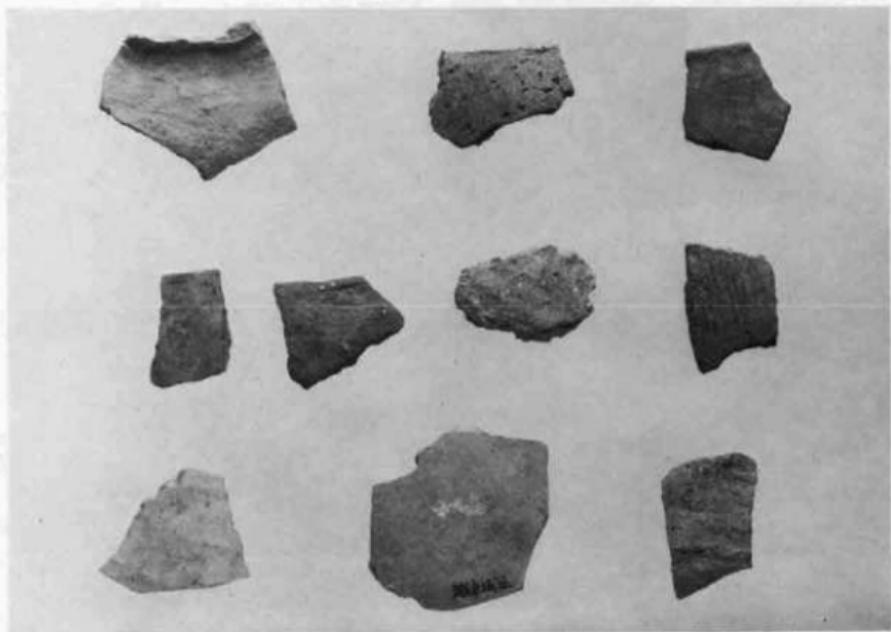
▲ 遺跡遠景

(8) 越来グシク

遺跡は、コザ十字路の北西・約200mに位置し、琉球石灰岩の小丘上に形成されている。現在は、沖縄市立越來幼稚園付近に土器や青磁等の小片が散布し、一部に遺物包含層が観察できる。しかし、この地域は、本遺跡の僅かな部分であり、過去における越来グシクは、現在の沖縄市幼稚園、同小学校、同中学校等の敷地を含めた広範囲な面積だったと言われる。

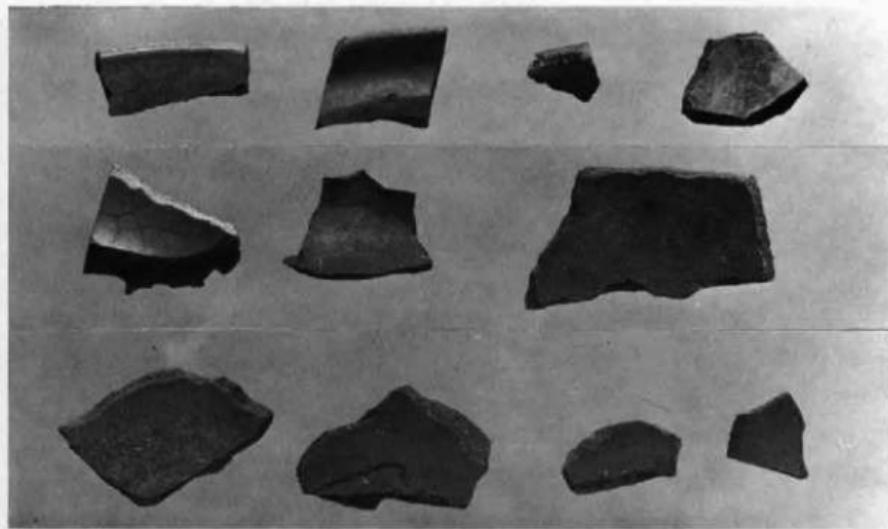
越来グシクは、1920年に泡瀬海岸の海中道路建設に石材を供給するために、その城壁が取り壊された。第2次世界大戦後、今度は学校建設のために、再び破壊されて現在に至っている。今回の分布調査では、多和田真淳氏により、当時の状況について話を聞く機会を得た。

「越来グシクは、切石積であった。切石を取り去ると野面積が現われ、さらに石を取り除いた跡には、グシク土器が散乱していた。城跡の北側付近に径30cm程の柱穴が観察され、越来小学校の校門付近では、多量の青磁が出土した」^⑩



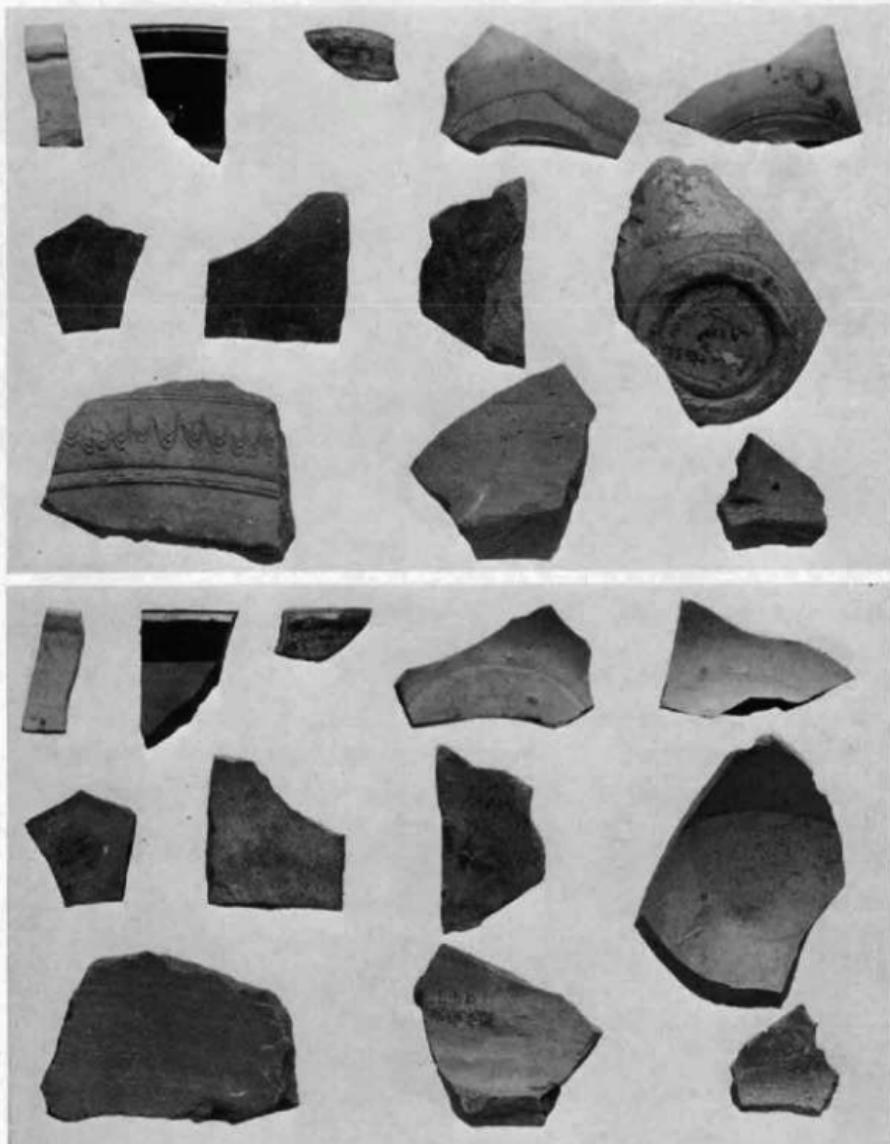
⑥ 越来グシク

上段一土巻、下段一青磁



⑯ 越来グシク

(青 磁) 上段—内面, 下段—外面, 底面



⑦ 越来グシク

(1~9 磁器, 陶器 , 10~11 須恵器)



▲ 遺跡遠景

(9) 明道遺跡

遺跡は、石灰岩採石工事で破壊され、現在は、沖縄県立美里高等学校の東側丘陵上に、僅かに淡黒褐色土層が残るだけである。壊される以前には、中期の土器が採集されている^⑥。今回の調査では、先述の層より遺物を採集する事が出来なかった。また、付近で遺物の採集もない。今後、同層が遺物に由来するものか否かを追求する必要がある。

▼ 赤道遺跡の黒褐色土層





▲ 遺物散布地遠景

(10) センター公園内遺物散布地

センター公園は、沖縄市立コザ小学校の南東に近接する石灰岩小丘にある。園内は石灰岩が露出し、最も高い所は標高114mである。この石灰岩の周囲からグスク時代に属するフェンサ上層式土器の破片が採集される。青磁片が採集されたとの話もあるが調査においては、得る事ができなかった。なお、同園の南・約100mの地点で石器片を採集した。現在のところ、同園内およびその付近で遺物包含層は確認されていない。

コザ保健所とセンター通りの間には、新石器時代前Ⅵ期後半から同Ⅶ期頃の遺跡が形成されていたと予想される。この付近では、建物の間に数基の墓があり、土器粒や貝等が僅かに地表面に散布している。

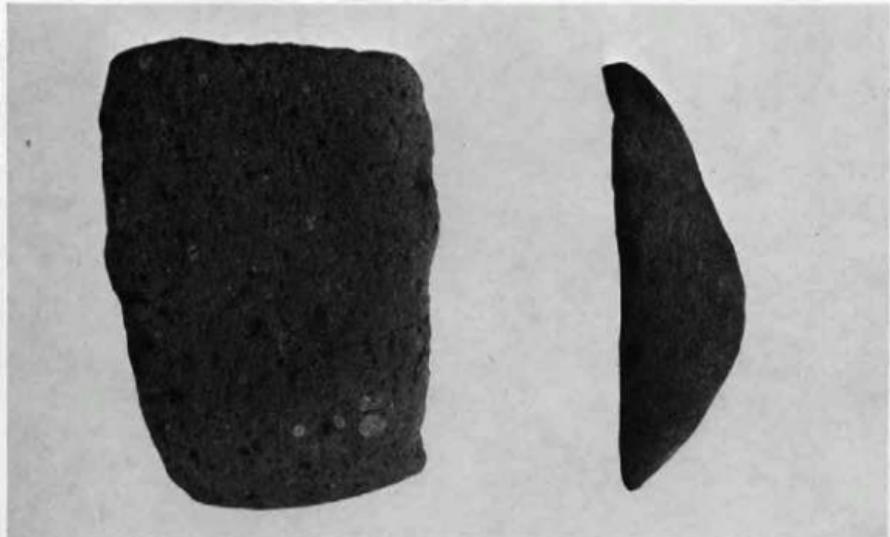


⑧ センター公園内遺物散布地

上段一土 器

▼ センター公園内遺物散布地

下段一石 器





▲貝塚近景

(11) 八重島貝塚

貝塚は沖縄市立コザ小学校の北西・約300mに位置する。本市中央部に広がる琉球石灰岩台地は、本貝塚付近で頂部に石灰岩をもつ多くの小丘となり、起状の多いカルスト地形となる。本貝塚は、この小丘の間を流れる比謝川の支流に沿った小さな崖下に形成されている。貝塚の南側崖上は、島尻マージの比較的平坦な土地が60m程続き、先述の小丘の一つに至る。この小丘付近では、伊波、荻堂式の墳と見られる小粒の土器片が散布している。この散布地と本貝塚は、一連の遺跡と予想される。なお、多和田真淳氏は、本貝塚の⑩南側で宅地造成工事中に炉跡が現われているのを見たと話して下さった。

本貝塚は荻堂式土器や小形石斧の出土することで知られ、以前に八重島式土器として形式設定がなされている。なお、本貝塚の北西・約100m付近は嘉瀬層系の亜円疊層の堆積状況を観察できるイ地点がある。



▲八重島貝塚北方の嘉陽層系亜円礫を含む断面

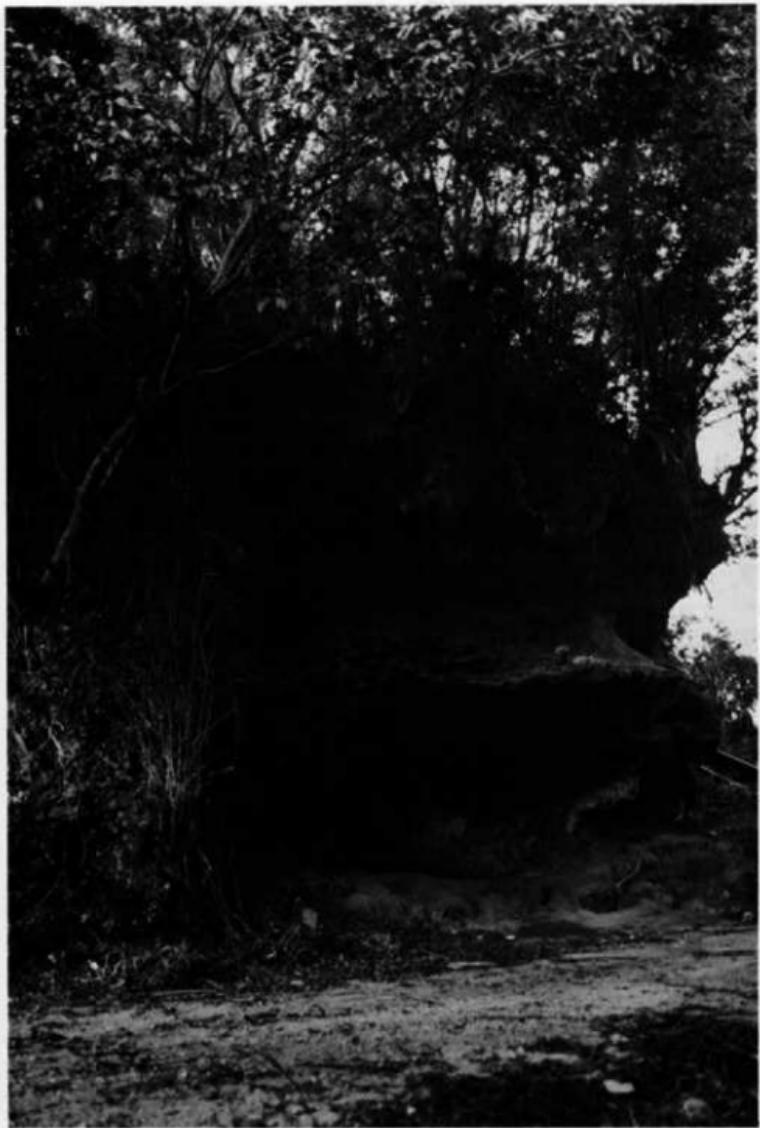


▲ 遺跡近景

(12) 那志原遺跡

遺跡は八重島貝塚の北東・約350mに位置し、尚宣威王墓と伝えられる墓へ登る階段の南側にある。遺跡前面には、本遺跡と八重島貝塚を結ぶ様に小川が流れ、本遺跡の東に近接して流れる比謝川支流のセーシャー川に合流している。

遺跡は琉球石灰岩の岩陰に形成され、小規模である。後世に墓地として利用されており、遺物包含層の上部20cm程は人骨が層を成している。遺物包含層は、約60cm程が観察され、なお下部に及ぶものと見られる。層中には、マキガイ等の貝と新石器時代後期に属すると思われる土器小片が散見される。本遺跡の近くには、同様な岩穴や岩陰が数多く存在する。しかし、本遺跡同様に墓地に利用され、遺跡の有無を確認することは困難である。



▲ 那志原遺跡近景



▲ 遺跡近景

(13) 上地長次原遺跡

遺跡は、嘉手納基地内の第2ゲート北方・約300mの位置にある。付近は、本市中央部に広がる琉球石灰岩地帯の西側に位置している。遺跡は比謝川支流に面した石灰岩岩陰に形成されており、後世に基として利用されている。

以下は、本遺跡の表面観察を行なった県教育庁文化課専門員・金武正紀氏のレポートを要約したものである。

遺跡は半洞穴に形成され、前面部は破壊され、現存するのは約10m²で、半洞穴奥の風葬墓の下にも遺跡が広がっていると考えられる。層序は上から第1層（暗褐色土層）、第2層（黒褐色土層）、地山となっている。

自然遺跡には、獸骨と貝があり、前者は未同定である。貝の種類は、リュウキュウザルボウ、マキガイ、イソハマグリ、ホハグロガイ、マドモチウミニナ、キセルガイ、オキナワヤマタニシ、シュリマイマイ等が報告されている。

人工遺物として土器片が40点採集され、A、Bの二種類に大別できる。A類土器は、前期後半から中期にかけて見られる古い土器である。B類土器は、後期の土器で読谷村大当原貝塚の土器に類似する。仲泊第三貝塚の住居跡で見られたように、地山を掘りくぼめて平坦にした部分があり、住居跡の可能性がある。本遺跡は道路建設が計画されていたが、その後、路線変更がなされ保存された。



▲ 遺跡遠景

(14) インジングシク

本市市民会館の北東、約100mにある石灰岩小丘がインジングシクで、平安名式土器（新石器時代前N期後半に位置する）が採集されたとの報告がある。

この一帯は、以前に山内公園として利用され、その後、放置された。最近、同地域一帯を公園として整備する事になったので、事前に埋蔵文化財の有無の調査を実施した。数地点で試掘を行なったが、先述の土器等を得るには至らなかった。また、表面調査でも遺物と遺構は確認できなかった。同地から八重島貝塚へ至る低地の途中の川沿いで、磨石片を1点、採集した。



▲ 遺跡近景

(15) 天之岩戸向洞穴遺跡

遺跡は、本市市民会館の北西、約400mに位置する。遺跡は石灰岩小丘上にあり、洞口は北向きに開口している。西方400mには、比謝川の支流であるセーシャー川が流れている。遺跡一帯の小丘には、数地点に鐘乳洞の入り口がある。南側にはミクロ大神本宮と称する社があり、そこから遺跡の洞口に至る東側部分はいたるところコンクリートを流し込んだり、洞穴内の床面や壁も同様である。このため洞穴内の調査は、断念せざるを得なかった。なお、本遺跡からは須恵器やグシク時代の土器が出土する事が報告されている。

本遺跡の北方、約300mのロ地点では、島尻マージ土壤の平坦な畠地が広がっている。この付近の農道では茶褐色土層が観察でき、小粒の土器が散見される。遺物包含層ではないかと思われる所以、今後、注意を要する。



(16) 竹下遺跡

▲竹下遺跡、知花遺跡群遠景

遺跡は池ン当交差点の北側にある琉球石灰岩小丘上、及びその傾斜地に形成されている。この付近の地下は鐘乳洞が発達し、二ヶ所で洞穴が確認された。洞穴遺跡の可能性も考えられるが、今回の調査では、洞口が落石で塞がれたり、洞内の床面がコンクリートによって舗装される等があり、遺跡の有無を確認するに至らなかった。

本遺跡は、県教育庁文化課によって一部発掘調査が行なわれている。調査の結果、土器、須恵器、青磁等が出土し、グシク時代の遺跡であることが明らかにされている。

(17) 知花遺跡

遺跡は本市内中央部に分布する琉球石灰岩台地の北端付近に形成されている。本遺跡より北側では琉球石灰岩の分布は、小丘の頂部が島状に散見されるだけである。遺跡は4地点に区分され、昭和26年頃の石灰岩採石で一部破壊された。採石後、一帯は大きな凹地となっており、この凹地の周囲の崖面には、所々に遺物包含層が観察される。崖上台地上に遺跡の残る可能性が考えられるが、スキが密生し地表面の観察が困難である。昭和37年7月、琉球政府文化財保護委員会が発掘調査を実施。^④



⑩ 竹下遺跡出土遺物

(1~3 土器, 4~6 青磁, 7~8 須惠器)



◎知花遺跡群出土遺物

(土 器)



▲ 窯跡附近遠景

(18) 知花焼窯跡

遺跡は、知花十字路の南西、約200m付近にあったと推定されている。知花集落には「壺屋の先」(チブヤのサチ)という地名が残っており、西側を比謝川が流れている。

球陽に1682年に各地の窯を現在の壺屋の地に統合したと記述され、知花焼きは、それ以前に始まったと考えられている。

窯跡付近で採集した陶片を観察すると、甕や壺等の大形のものがほとんどである。椀のような小形の例は、見当らない。壺と確認される資料は、8mm前後と薄手である。これに対し、甕の資料は10~15mmと厚手である。胎土には、石英が散在する。また、千枚岩粒と思われるものを含む場合もある。窯壁の一部と考えられる焼土には、石英やチャートの粒が多量に含まれている。



▲ 遺跡遠景

(19) 知花グシク

遺跡は知花十字路の北西、約300mに位置し、一帯は、琉球石灰岩地帯の北端にあたる。遺跡は、標高87.5mの石灰岩丘陵に形成されている。小丘の西下方を比謝川の支流が流れている。南側斜面には、鬼大城の墓があり、同墓より東側にかけて墓が多い。

頂上にある展望台の東側下方は平坦な部分があり、ここでは、貝、土器、青磁等が採集される。また、この付近では、黒褐色土が観察され、遺物包含層や遺構の存在が予想される。

北側下方には、神アシャギがある。この付近での遺物の採集はない。ここより、東方に約100mの位置に知花ヌンドウンチがある。

今回の調査で得られた土器片の中には、胎土に石英やチャートの混入された5~8mm程の薄手のものがある。得られたものは、数点だけであるが新石器時代前V期後半~同V期の土器に類似する。本遺跡では、以前に石斧が採集されている。

沖縄本島の地質は、天順構造線によって北部と南部に区分される。本遺跡の一帯は、その線上にあり、両地域の植生が混在している。

なお、本遺跡の西方、約100mのイ地点で、石器片を1点採集した。



▲登り窯近景

(20) 内喜納登り窯

窯は東南植物園の北方、約450mにある。大正の末期に那覇の壺屋からこの地に来た島袋氏によって構築され、昭和の初期まで使用された。^⑤現在、窯の上部は損壊し壁面が残っている。寸法は、全長約9m、幅約3mを計測、天井の高さ約1.2m～1.5mと推定される。

窯付近から採集された陶片には、大形の鉢、椀、油壺、骨壺等がある。大形の鉢等の底面には、砂粒が観察される例や粗痕の残されるものがある。胎土中には、若干の石英粒が含まれている。これに対し、骨壺と予想されるものには、石英やチャートの粒が多量に含まれ、他と区別される。

小 結

本文では、主に各遺跡の項で触れ得なかった地区について記述したい。

①東海岸地区（古謝・大里・桃原・泡瀬・高原・比屋根・与儀）

本市で海岸に面する唯一の地域である。本地区では、集落内や集落に近い畑にアラスジケマンガイを主とする相当量の貝が散布している。これは、本地区で貝の採集が現在も盛んである事に起因し、泡瀬海岸では条件が良い時に貝探しになれた人なら4時間で約30kg採集する事が可能である。

昭和62年に開催される国体会場予定地一帯は、低湿地が広がり、アシ等が密生しており、この地域での分布調査は、キビ畑等の乾いた土地に限られた。沖縄市立美里中学校の南、約400mの地点で凹石を採集し、泡瀬ビューチの東、100～300m付近、旧泡瀬集落跡では、磨石片、古銭（寛永通宝）等が採集された。泡瀬通信施設の周囲の海には、島尻層群に由来する砂岩礫が分布し、海岸から100m付近で凹石等の石器を採集した。

②南部、南西部地区（闘田・比嘉・山里・諸見里・桃原・山内）

本地区では、現在、遺跡の発見例はない。国道330号線の東側に沿って琉球石灰岩が途切れながら分布する。

この琉球石灰岩は、本市西側の桃原から北谷町にかけて発達した石灰岩台地を形成する。この発達した台地は、ほとんどが北谷町に含まれる。そのため、今後、この石灰岩台地は本格的な分布調査を実施する必要がある。

山内集落付近の地域は、沖縄本島北部国頭疊層の地質に類似する。同集落内および東の地域は、細砂質の黄褐色土が分布し、これは、国体道路付近に至ると礫が混ざる状況が観察される。

③北部地区（池原・室川等）

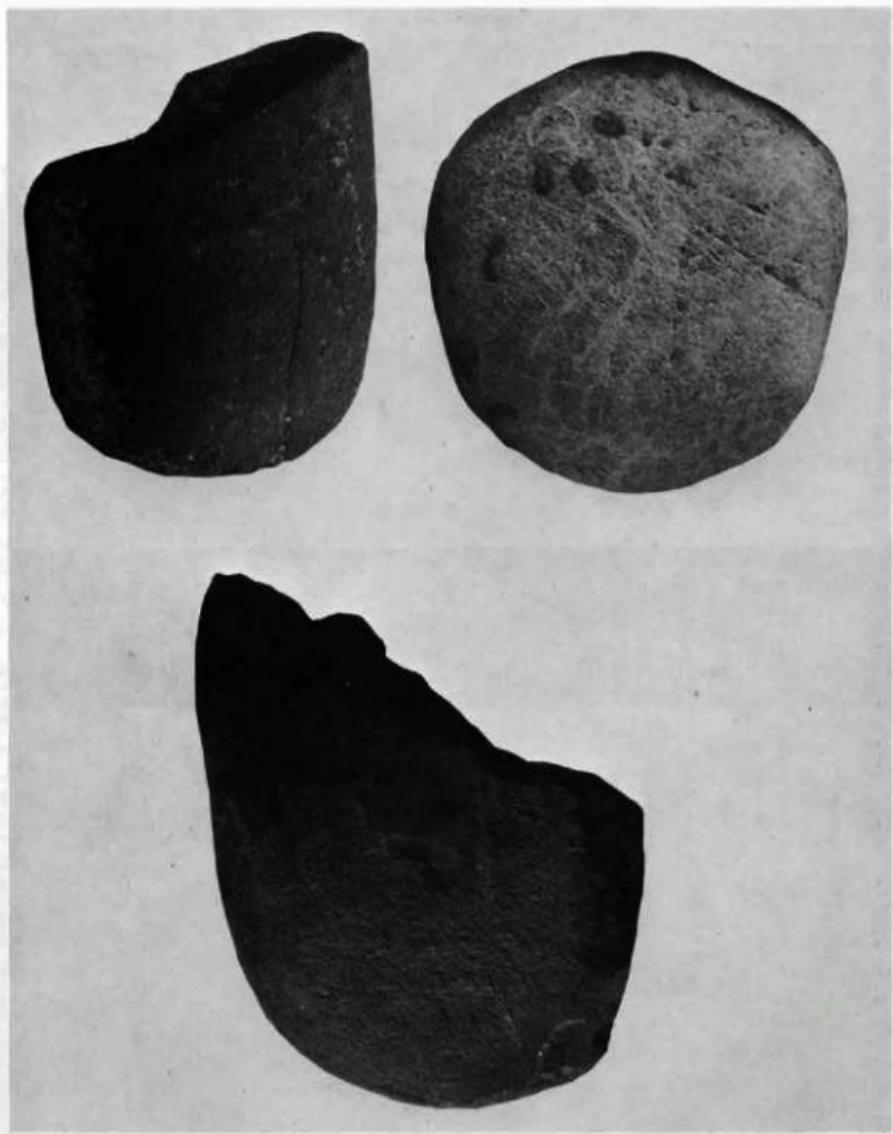
知花から北の地域は、国頭疊層等の沖縄本島北部の地質である。新石器時代からグシク時代を通して、この地域に遺跡の分布は及んでいない。池原集落の南では、川（天願川の支流）の西岸が石英粒を含んだ砂岩状の岩から成る所がある。この岩は、一見すると海岸のピーチロックに類似する。



▲市内東海岸地帯遠景

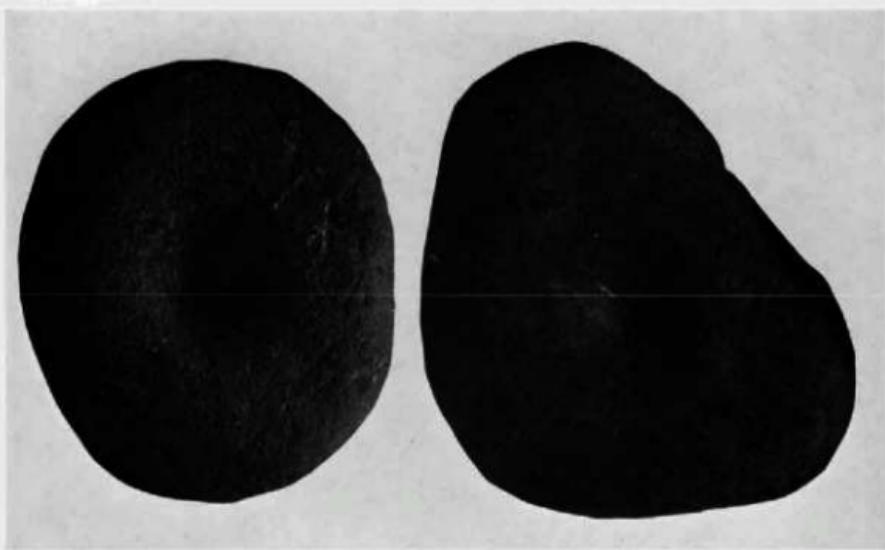
▼泡瀬海岸（塩田遺構）





▲ 泡瀬通信施設南側

(1, 2 海岩採集石器 , 3 固体予定地採集石器)



▲与儀遺跡 (石器)

▼センター公園南側約100m地点採集の石器



IV 文化財と関連する開発事業

沖縄市は中部圏の中核都市として位置づけられ、中部圏で人口の占める割合は 22.9 % (昭和50年現在) である。

中心市街地は、山里から宮里まで国道330号線沿いに約 4 Kmにわたって帯状に形成されている。本市は都市化が著しく、諸種の開発事業が進行しているが、文化財と深い関連をもつ開発事業は、おおむね次のように区分される。^⑩

(1) 建設事業

工場・住宅・学校・官公庁・病院・宅地・団地・橋梁・道路・港湾・空港・上下水道・電話・電気・ガス・ダム・築堤・公園・基地・ゴルフ場・レジャー施設・スポーツ施設・用排水路・牧場などの建設造成事業。

(2) 改良事業

土地改良・ほ場整備・区画整理・構造改善・牧場・道路・河川改修・治山・砂防・開墾などの改良事業。

(3) 採掘事業

土、砂利、石材、石灰岩、鉱物資源などの採掘。
採取各種ボーリング等の掘削などの採掘。

採削事業

(4) その他

面として広がりをもつ土木工事等。

本市では、昭和57年から昭和62年にかけて中城湾埋立 団体・南伸道路建設等の大規模な開発が計画されている。それに伴ない文化財が破壊の危機に瀕する事が予想され、事前に充分な調査を実施する必要がある。

遺跡一覧表

遺跡名	立地	発掘調査の有無	備考
与儀遺跡	中城湾に面した海岸平野の沖積層に立地。	無	耕作地で包含層が一部露出。
比屋根遺跡	" "	"	"
満喜世遺跡	" "	"	"
大里エーヤマ遺跡	" "	"	"
津嘉山森遺跡	標高107mの突出した石灰岸丘陵岩陰、及び斜面に立地。	"	宅地造成で半壊。
仲宗根貝塚	標高114mの石灰岩丘陵オープンサイト	昭和41年11月、琉球政府文化財保護委員会が発掘調査。 昭和54年8月、沖縄県教育庁文化課が発掘調査。	宅地造成で半壊。昭和42年に琉球政府文化財保護委員会は埋蔵文化財の指定を解除。
室川貝塚	沖縄市役所東方、石灰岩丘陵崖下斜面の赤色土(マージ)に立地。	昭和49年12月、昭和50年7月、昭和51年8月、昭和52年8月、計4次に渡って沖縄国際大学文学部社会学科考古学ゼミが発掘調査。 昭和53年8月、市教育委員会が発掘調査。	市営室川団地建設で一部破壊。
越來グシク	標高80mの石灰岩丘陵オープンサイトに立地。	無	宅地造成、越來小中学校建設で壊滅状態。一部包含層が認められる。城壁の石積みは、泡瀬の海中道路建設で使用。
明道遺跡	標高70mの石灰岩丘陵オープンサイトに立地。	無	石灰岩採石で壊滅状態に近い。一部グラックハンドが確認される。

遺跡名	立地	発掘調査の有無	備考
センター公園遺物散布地	標高 114m の石灰岩丘陵に立地。	無	公園化に伴なう造成で半壊。
八重島貝塚	八重島井泉(ヤシマガ)に降る農道斜面、及び背後の赤色土(マージ)に立地。	昭和40年前後に外人が試掘調査?	侵食作用による破壊。
那志原貝塚	八重島貝塚東方の石灰岩岩陰に立地。	無	後世に岩陰埋い込み墓として利用。
上地長次原遺跡	嘉手納基地内の石灰岩岩陰に立地。	無	"
インジン グシク	標高 107m の石灰岩丘陵に立地。	昭和55年に、当市教育委員会が文化財有無の調査を実施。	公園化に伴なう造成で半壊。
天之岩戸向洞穴遺跡	カルスト地形群の洞穴に立地。	無	洞穴内は宗教団体によって一面セメントが敷かれ、表面観察はほとんど不可能。
竹下遺跡	標高 85m の突出した石灰岩丘陵に立地。	昭和 53 年 1 月、沖縄県教育庁文化課が発掘調査。	石灰岩採石で半壊。
知花遺跡群	標高 70m の石灰岩丘陵オーブンサイトに立地。	昭和 37 年 7 月、琉球政府文化財保護委員会が発掘調査。	石灰岩採石で半壊。
内喜納登窯跡	東南植物園北西約 850m の松林地帯。	無	半壊。天井部分破損。
知花焼窯跡	知花十字路南西 200m のカファンジャー川沿い。	無	後世から現代に至る宅地造成で破壊。一部残っている可能性あり。
知花グシク	標高 87m の突出した石灰岩丘陵に立地。	無	遺構の石垣は、泡瀬の海中道路で使用したと言われる?

V おわりに

本市には昭和8年、多和田真淳氏によって発見された仲宗根貝塚をはじめとして、沖縄の考古学界に貴重な資料を提供した室川貝塚など、新石器時代前Ⅱ期以降の遺跡が20ヶ所分布する。

諸々の開発が急激に進行する当市では、文化財に関連する事業として南伸道路、国体、中城湾等の大規模な開発が昭和57年から62年に計画されている。国体会場と中城湾から石器を探集し、また、塩田造構が奥武岬北西の海岸で確認された。

市内で遺跡が集中する傾向にあるのは、室川貝塚・仲宗根貝塚などが立地する石灰岩丘陵地帯である。この丘陵は、沖縄ごどもの国から嘉手納基地内に走行しており、当然、基地内にも遺跡の分布が予想される。開発に関連する地域と基地内は、今後、本格的な調査を実施する必要がある。

野外調査は全域を対象とした。しかし、面積が広範囲であるため充分な調査とはいひ難く、今後ともたえず遺跡の現状に目を向け、また、将来も定期的に分布調査を継続して実施する必要がある。

参考文献

- ①「美里村史」 美里村役所
- ②「南島風土器」 東恩納寛惇 1974年
- ③「京太郎」 泡瀬京太郎保存会 1980年
- ④「知花遺跡群」 沖縄県教育委員会 1978年
- ⑤「沖縄市の文化財」 沖縄市教育委員会
- ⑥「沖縄県の遺跡分布」 沖縄県教育委員会 1977年
- ⑦「琉球列島の貝塚分布と編年の概念」 琉球政府文化財保護委員会 1956年
- ⑧「沖縄県文化財保護の手引」 沖縄県教育委員会 1977年

- 「渡具知東原遺跡」 諏谷村教育委員会 1977年
- 「仲宗根貝塚」 沖縄県教育委員会 1980年
- 「沖国大考古」 第1号 沖縄国際大学文学部考古学研究室 1976年
- 「沖国大考古」 第2号 沖縄国際大学文学部考古学研究室 1978年
- 「沖国大考古」 第3号 沖縄国際大学文学部考古学研究室 1979年
- 「沖国大考古」 第5号 沖縄国際大学文学部考古学研究室 1981年
- 「室川貝塚」 沖縄市教育委員会 1979年

(注)

- ⑨ 石質同定は沖縄県立博物館学芸員・大城逸郎氏による。
- ⑩ 1981年10月10日、多和田真淳氏より市内の各遺跡について話を聞く機会を得る事ができた。

関 係 文 献 目 錄

新聞資料抜粋

年 月 日	新 聞 名	見 出 し
1958年(昭33) 9月 3日(水)	琉球新報 (夕刊)	自費で越来貝塚発掘／ 賀川助教授 別府大学が近く来島
1961年(昭36) 2月 26日	琉球新報	232年前の骨ガメ／
1961年(昭36) 3月 13日(月) ～3月 20日(月)	沖縄タイムス (夕刊連載)	茶の間の郷土史／知花城貝塚と首里城 貝塚／郷土研究には主体制を(→～)バ／ 奥里将建
1962年(昭37) 7月 22日(日)	沖縄タイムス (朝刊)	採石場になる知花貝塚／ 文保委 29日から発掘
" 7月 28日(土)	沖縄タイムス (朝刊)	知花貝塚 発掘調査始まる
" 8月 4日(土)	琉球新報 (夕刊)	「石ヤシリ」が出土／知花貝塚の調査 進む。
" 8月 5日(日)	琉球新報 (夕刊)	文化の変遷を解くカギ／「石ヤシリが 出土／知花貝塚の発掘進む。
1966年(昭41) 11月 4日(金)	琉球新報 (朝刊)	仲宗根貝塚を発掘／石器・土器など出 土／二・三千年前からの遺跡か／今後の 研究で裏付け
" 11月 4日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	三千年前の縄文土器／石オノや人骨も ／コザ仲宗根貝塚 文保委が発掘
1974年(昭49) 4月 23日(火)	琉球新報 (朝刊)	また貝塚 中学生が発見／1メートル にも及ぶ貝層／石斧・大山式土器など 出土／沖縄市室川
" 4月 24日(水)	沖縄タイムス (朝刊)	中学生が貝塚発見／沖縄市三千年前の 遺跡
" 4月 24日(水)	沖縄タイムス (朝刊)	貝塚保存に乗り出す／沖縄市／近く専 門家に調査依頼
" 4月 25日(木)	琉球新報 (朝刊)	本格的な保存に乗り出す／沖縄市の室 川貝塚／保護条例の設定へ／県教育庁 に正式に調査依頼
" 4月 27日(土)	琉球新報 (夕刊)	時の人／沖縄市内で貝塚を発見したコ ザ中学校3年生の当山一博／理科が一 番好き

年月日	新聞名	見出し
1974年(昭49) 12月27日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	室川遺跡の発掘調査始まる。
1975年(昭50) 1月9日(木)	琉球新報 (夕刊)	沖縄最古の土器か／室川貝塚／古代奄美とつながり明白
" 1月10日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	学術的に貴重 室川貝塚／沖縄前期と推定／土器類がぞくぞく／沖国大発掘団
" 2月12日(水)	沖縄タイムス (朝刊)	貝塚時代前期編年の諸問題<上>／室川貝塚の発掘調査から／出土遺物の多くは土器／時代の特徴よく示す／知念勇
" 2月13日(木)	沖縄タイムス (朝刊)	貝塚時代前期編年の諸問題<中>／室川貝塚の発掘調査から／琉球最古の荻堂遺跡／浦添貝塚はコロニー的存在／知念勇
" 2月14日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	貝塚時代前期編年の諸問題<下>／室川貝塚の発掘調査から／編年の確立は無理／オリジナル層の可能性も／知念勇
" 4月14日(月)	沖縄タイムス (朝刊)	埋もれた文化財発掘へ／市民の心のよりどころに／指定・保護を検討／沖縄市
" 7月16日(水)	沖縄タイムス (朝刊)	土器片、骨器など多数発掘／沖縄市室川貝塚／時代関係の究明に期待／住居跡の有無確認へ／沖国大が2回目の調査
" 7月22日(火)	琉球新報 (朝刊)	土器など約二千点発掘／沖縄市室川在の室川貝塚で
" 11月14日(金)	琉球新報 (朝刊)	基地内の文化財調査／県教育庁／35人のメンバーで開始
" 11月28日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	殆んど確認できず／米軍基地内の埋蔵文化財／原型留めぬ遺跡も／史跡・お獄も大半が破壊
1976年(昭51) 5月12日(水)	沖縄タイムス (朝刊)	古墓や貝塚遺跡を発見／住宅造成中の嘉手納基地内／考古学上、貴重な資料

年 月 日	新 聞 名	見 出 し
1976年(昭51) 7月30日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	県当局市に文化財指定要請／“長次原洞穴遺跡”と名付ける。
1977年(昭52) 1月19日(水)	沖縄タイムス (朝刊)	土器類多数が出土／時代関係解明に手がかり／沖国大・室川貝塚調査団
“ 1月19日(水)	琉球新報 (朝刊)	高松塚古墳画を再現／きょうから“模写文化展”沖縄市親善センターで
“ 10月28日(金)	琉球新報 (朝刊)	きょうから高松塚古墳模写展／沖縄市琉米親善センターで
“ 10月29日(土)	沖縄タイムス (朝刊)	告知板／沖縄市28日／室川貝塚展＝午前10時(親善センター)
1978年(昭53) 2月5日(日)	沖縄タイムス (朝刊)	土器など150点展示／「室川貝塚展」あすまで／沖縄市
“ 8月24日(木)	沖縄タイムス (朝刊)	文化財保護に重点／沖縄市教委／室川貝塚の発掘も継続
“ 10月31日(火)	琉球新報 (朝刊)	縫い針・黒よう石も／室川貝塚五次調査／貴重な出土品続々
“ 11月9日(木)	沖縄タイムス (朝刊)	3日から室川貝塚展／文化財への意識高揚を図る。
1979年(昭54) 2月19日(月)	琉球新報 (朝刊)	にぎわった／「室川貝塚展」／市民が文化財に関心
“ 9月6日(木)	沖縄タイムス (夕刊)	文化財が泣いている／知花城跡や越來の白つばきなど保護指定なく破壊の危機に／沖縄市
“ 9月6日(木)	琉球新報 (夕刊)	玉(ぎょく)など数百点／「仲宗根貝塚」から出土 グスク時代解明に貴重な資料／沖縄市
“ 9月21日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	沖縄市内の仲宗根貝塚／「まが玉」や「玉」など発見／グスク時代の生活知る貴重な資料／県教育庁記録保存で発掘調査
“ 9月21日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	古代人の重要な貝塚／沖縄市駐車場の拡張を再検討
“ 10月12日(金)	沖縄タイムス (朝刊)	わがまちミニ・ルポ 沖縄市／知花城跡／鬼大城の墓を調査、史跡など文化財指定へ
		室川貝塚調査報告書を発刊／沖縄市教委 埋蔵文化財の意識高揚へ

関 係 文 献

本資料は、市内諸遺跡に関する参考文献を管見の範囲内で列記した。

遺 跡 名	文 献 番 号
津臺山森遺跡	(11)(16)
明道遺跡	(11)
知花グシク	(1)(3)(9)(11)(14)(22)
知花遺跡	(2)(4)(9)(11)(13)(14)(20)
竹下遺跡	(11)(13)(20)
天之岩戸向い洞穴遺跡	(1)(2)(9)(14)
インジングシク	(1)(9)(14)
八重島貝塚	(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11)(14)(16)(23)
越來グシク	(1)(3)(7)(9)(11)(14)(22)
室川貝塚	(10)(11)(14)(15)(16)(17)(18)(21)
仲宗根貝塚	(1)(3)(7)(9)(11)(12)(14)(19)(23)
胡屋御願遺跡	(11)
胡屋貝塚	(7)
長次原洞穴遺跡	(11)(14)(16)(20)

参 考 文 献

- (1) 多和田真淳「琉球列島の貝塚分布と編年の概念」(琉球政府文化財保護委員会『文化財要覧』1956年版)。
- (2) 多和田真淳「琉球列島の貝塚分布と編年の概念補遺」(琉球政府文化財保護委員会『文化財要覧』1960年版)。
- (3) 多和田真淳「琉球列島に於ける遺跡の土器・須恵器・磁器・瓦の時代区分」(琉球政府文化財保護委員会『文化財要覧』1961年版)。
- (4) 高宮廣衛「沖縄県美里村字知花遺跡」(『日本考古学年報』15 1962年版)。
- (5) 多和田真淳「琉球列島の起源」(『守礼の光』第2・3号 1964年)。
- (6) 多和田真淳「沖縄の先史時代」(『考古学ジャーナル』第15号 1967年)。

- (7) 沖縄風土記刊行会『沖縄風土記全集』第3巻 コザ市編 1968年1月。
- (8) 国分直一『南島先史時代の研究』考古民族叢書<10>慶友社 1972年3月。
- (9) 沖縄開発庁沖縄総合事務局『文化財実態調査報告書』 1973年3月。
- (10) 沖縄国際大学文学部考古学研究室「沖縄市室川貝塚発掘調査速報」(『沖国大考古』創刊号 1976年3月)。
- (11) 沖縄県教育委員会『沖縄県の遺跡分布』沖縄県文化財調査報告書 第10集 1977年3月。
- (12) 稲村賢敷『沖縄の古代部落マキの研究』至言社 1977年7月。
- (13) 沖縄県教育委員会『知花遺跡群』沖縄県文化財調査報告書 第16集 1978年3月。
- (14) 沖縄市教育委員会『沖縄市史跡めぐり』 1978年3月
沖縄市民憲章推進協議会
- (15) 沖縄国際大学文学部考古学研究室「室川貝塚第1～3次発掘調査概報」(『沖国大考古』第2号 1978年3月)。
- (16) 沖縄市教育委員会『沖縄市の文化財』第1集 1979年3月。
- (17) 沖縄市教育委員会『室川貝塚』沖縄市文化財調査報告書第1集 1979年3月。
- (18) 沖縄国際大学文学部考古学研究室「室川貝塚第3～4次発掘調査概報」(『沖国大考古』第3号 1979年3月)。
- (19) 沖縄県教育委員会『仲宗根貝塚』沖縄県文化財調査報告書第33集 1980年3月。
- (20) 沖縄県教育委員会『沖縄自動車埋蔵文化財分布調査報告 — 沖縄自動車道建設に伴う —』沖縄県文化財調査報告書第31集 1980年3月。
- (21) 沖縄国際大学文学部考古学研究室「室川貝塚第2～4次発掘調査概報」(『沖国大考古』第4号 1980年3月)。
- (22) 児玉幸多・坪井清足『日本城郭大系』第1巻 1980年5月。
- (23) 多和田真淳「田和田真淳選集」古稀記念 田和田真淳選集刊行会編 1980年1月。

(注) 本資料は、1940年(昭和15年)から1981年(昭和56年)2月末日にかけての市内の遺跡に関する新聞記事(見出し)を抄出した。

但し、1940年から1974年までの記事に関しては、友寄英一郎『琉球考古学文献総目録・解題』に掲ったが、必要に応じて曜日、朝刊、夕刊の記入、あるいは記事見出しの附加等、若干の補足、修正を行った。

尚、1961年2月26日付琉球新報の記事については、新聞記事を確認出来なかった。また、1962年8月4日付、琉球新報の記事に関しては、同日付での新聞では確認出来ず、翌8月5日に同内容の記事の記載があった。

* 本資料は、市誌編算室嘱託・恩河尚氏による提供である。銘記して、心から感謝したい。

沖繩市文化財保護關係法規

沖縄市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号。以下「県条例」という。）によって指定されたものを除き、沖縄市の区域内に所在する文化財を保存し、かつその活用を図り、もって沖縄市民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍古文書その他の有形の文化的所産で沖縄市にとって歴史上価値の高いもの及び考古資料をいう。
- (2) 無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術、その他の文化的所産で沖縄市にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で沖縄市民の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物とは、貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で沖縄市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山谷その他名勝地で沖縄市にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自然地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で沖縄市にとって学術上価値の高いものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第3条** 沖縄市民は、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有権者その他の関係者は文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
 - 3 沖縄市は、この条例の執行にあたっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(審議会の設置)

第4条 沖縄市教育委員会（以下「委員会」という。）は指定しようとする文化財について必要な事項を調査審議させるために、沖縄市文化財調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(指定等)

第5条 委員会は、沖縄市内に存する文化財のうち重要なものを沖縄市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 委員会は前項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。
- 3 委員会は、第1項の規定による指定をするにはあらかじめ審議会の意見を聞かねばならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して指定する。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の告示のあった日からその効力を生ずる。
- 6 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 委員会は、市指定文化財が次の各号の一に該当するときはその指定を解除することができる。

- (1) 市指定文化財が滅失し、若しくは喪失し又は価値を失ったとき。
 - (2) 市指定文化財が、沖縄市の区域内に存在しなくなったとき。
 - (3) 市指定文化財が、法並びに県条例による指定をうけたとき。
- 2 前項の規定による指定の解除については前条第3項から第5項までの規定を準用する。
 - 3 第2項の規定による解除の通知をうけたときは、所有者はすみやかに市指定文化財の指定書を委員会に返還しなければならない。

(管理)

第7条 委員会は、市指定文化財の所有者、管理責任者又はその保存にあたることを適当と認める者（以下「所有者等」という。）に対し市指定文化財の管理に関し必要な指示をることができる。

- 2 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び委員会の指示に従い市指定文化財を管理しなければならない。
- 3 市指定文化財の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときはすみやかにその旨を委員会に届けなければならない。

4 委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、一定の行為を制限し、若しくは禁止し又は必要な施設を設けることを命ずることができる。

(補助金の交付)

第8条 市指定文化財の維持、管理及び修理等に必要のある場合には、当該市指定文化財の所有者に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、当該市指定文化財の維持、管理及び修理に関し必要な事項を指示することができる。

(補助金の返還)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付をうける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、市は当該補助金の全部若しくは一部を交付せず又は当該所有者に既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関して条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付をうけた目的以外のことによる使用したとき。
- (3) 前条第2項の規定による指示に従わなかったとき。

(許可事項)

第10条 市指定文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときはあらかじめ委員会の許可をうけなければならない。

- (1) 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- (2) 市指定文化財を沖縄市の区域外に移そうとするとき。

(報告の義務及び実地調査)

第11条 委員会は必要があるときは、市指定文化財の所有者等に対し、市指定文化財の維持、管理、修理及び環境保全の状況につき報告を求め又は実地調査をすることができる。

(罰則)

第12条 市指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は1万円以下の罰金又は科罪に処する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるものの外必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄市文化財保護条例（昭和50年条例第10号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により沖縄市指定文化財の指定を受けようとするものは、沖縄市指定文化財指定申請書（第1号様式）に当該文化財の写真（縦12センチメートル、横16.5センチメートル。以下同じ。）を添えて沖縄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）申請しなければならない。

(指定の同意)

第3条 条例第5条第2項の規定による指定について同意したものは、沖縄市指定文化財指定同意書（第2号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(指定書の交付)

第4条 条例第5条第6項に規定する指定書の交付は、指定書（第3号様式）によるものとする。

(指定書の再交付申請)

第5条 前条の規定による指定書の交付を受けたものが指定書を滅失し若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、教育委員会に対し、沖縄市指定文化財指定書再交付申請書（第4号様式）により再交付を申請することができる。

(管理責任者の選任等の届出)

第6条 条例第7条第1項に規定する管理責任者の選任又は解任の届出は、沖縄市指定文化財管理責任者選任（解任）届（第5号様式）によるものとする。

(所有者等の変更の届出)

第7条 条例第7条第3項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、沖縄市指定文化財所有者（管理責任者）氏名等変更届（第6号様式）によるものとする。

(滅失等の届出)

第8条 条例第6条第1項に規定する指定文化財の滅失、若しくは喪失又は価値を失ったときは当時の状態を示す写真又は見取図その他必要な書類を添えて、沖縄市指定文化財滅失等届（第7号様式）により届出るものとする。

(現状変更等の許可申請)

第9条 条例第10条第1号の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、沖縄市指定文化財現状変更等許可申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の仕様書及び設計図並びに見積書
 - (2) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真及び見取図
 - (3) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
 - (5) 権原に基づく占有者がある場合において許可申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
 - (6) 管理団体がある場合において許可申請者以外の者であるときは、占有者の承諾書
- 2 前項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を終了したときには、沖縄市指定文化財現状変更等終了報告書（第9号様式）にその結果を示す写真を添えて速やかに教育委員会に報告するものとする。

(区域外への所在の変更申請)

第10条 条例第10条第2号の規定による市指定文化財を沖縄市の区域外へ所在場所を変更をさせるとときは、沖縄市指定文化財所在変更許可申請書（第10号様式）によるものとする。

(修理の届出)

第11条 条例第11条の規定による修理をしようとする者は、沖縄市指定文化財修理届書（第11号様式）に設計書及び修理しようとする箇所の写真並びに見取図を添えて修理しようとする日30日前までに届け出さなければならない。

(標識等の設置基準)

第12条 沖縄市文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設は次の設置基準によるものとする。

2 標識は、石造り（特別な事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料をもって設置することを妨げない。）とし、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 沖縄市教育委員会の文字（所有者、管理責任者又は管理団体の氏名若しくは名称を併せ表示することを妨げない。）
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

3 説明板には、指定に係る地域を示す図面（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次の各号に掲げる事項を平易な表現を用いて記載しなければならない。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) その他参考となる事項

4 境界標は、石造り又はコンクリート造り（規格は13センチメートル以上の四格柱、長さは90センチメートル以上、地表からの高さは30センチメートル以上とする。）とし、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 上面には、指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面には、史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び沖縄市教育委員会の文字
- 5 標識、説明板及び境界標の形状、員数又は設置場所その他これらの施設の設置に関して必要な事項については、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
- 6 囂いさくその他の施設については、前項の規定を準用する。

（標識等の設置に関する報告）

第13条 前条の設置基準又はこれに準ずる標識、説明板、境界標、囂いさくその他の施設を設置しようとする者は、沖縄市指定文化財標識等設置予定報告書（第12号様式）に次の各号に掲げる書類を添えてあらかじめ教育委員会に報告するものとする。

- (1) 仕様書
- (2) 設計図（説明板の場合は、記載事項を含む。）
- (3) 設置の位置を示す図面

（台帳の設置）

第14条 教育委員会に、市指定文化財台帳を次に掲げるとおり設置する。

- (1) 有形文化財台帳
- (2) 無形文化財台帳
- (3) 民俗文化財台帳
- (4) 記念物台帳

（有形文化財台帳の記載事項等）

第15条 有形文化財の台帳には、文化財が建造物であるときには、次に掲げる事項を記載するとともに、写真及び実測図その他の資料を付けるものとする。

- (1) 名称及び員数
 - (2) 指定年月日、告示年月日及び告示番号
 - (3) 所在の場所
 - (4) 所有者の氏名及び住所
 - (5) 構造、形状、形式、床面積及び高さその他、大きさを示す事項
 - (6) 建築の年代又は時代
 - (7) 創建及び沿革
 - (8) 梁札、墨書きその他参考となるべき事項
- 2 有形文化財の台帳には、有形文化財が絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、次に掲げる事項を記載するとともに、写真を付けるものとする。
- (1) 名称及び員数
 - (2) 指定年月日、告示年月日及び告示番号
 - (3) 所在の場所
 - (4) 所在者の氏名及び住所
 - (5) 種類
 - (6) 品質及び形状
 - (7) 寸法又は重量
 - (8) 作者
 - (9) 製作の年代又は時代
 - (10) 画賛、奥書、銘文字等
 - (11) 伝来その他参考となるべき事項
- (無形文化財台帳の記載事項)

第16条 無形文化財台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 指定年月日、告示年月日及び告示番号
- (3) 適用指定基準
- (4) 指定の要件
- (5) 内容
- (6) 由来
- (7) 保持者の氏名及び芸名、雅号又は保持団体の名称及び代表者の氏名
- (8) 保持者の生年月日又は保持団体の設立年月日
- (9) 保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地
- (10) 保持者の経歴
- (11) その他参考となるべき事項

(民俗文化財台帳の記載事項)

第17条 民俗文化財台帳には、次に掲げる事項を記載するとともに、写真、実測図（民家等及び御嶽等の場合のみ。）、地籍図（御嶽等の場合のみ。）及びその他の資料を付けるものとする。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日、告示年月日及び告示番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者又は代表者の氏名及び住所
- (5) 形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事項（民家等にあっては、構造、形式、床面積及び高さとその他大きさを示す事項、御嶽等の場合にあっては、指定地域に関する事項）
- (6) 製作地、製作者、製作の年代又は時代及び使用法（御嶽等を除く。）
- (7) 採集地、採集年月日及び採集経路（民家等及び御嶽等を除く。）
- (8) 分布由来
- (9) その他参考となるべき事項

(記念物台帳の記載事項等)

第18条 記念物台帳には、次に掲げる事項を記載するとともに地籍図、地籍調書、実測図及び写真その他の資料を付けるものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 指定年月日、告示年月日及び告示番号
- (3) 所在地
- (4) 管理者の氏名及び住所
- (5) 運用指定基準
- (6) 指定の理由
- (7) 保存の要件
- (8) 指定地域等に関する事項
- (9) 保存施設に関する事項
- (10) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為その他に関する事項
- (11) 復旧に関する事項
- (12) その他参考となるべき事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員殿

申請者住所

氏　名

①

沖縄市指定文化財指定申請書

私の所有する文化財を市指定文化財に指定されますよう写真を添えて申請します。

記

- 1 文化財の種別、名称（俗称を含む。）及び員数
- 2 所在の場所
- 3 所有者の氏名及び住所
- 4 所有者以外に権限に基づく占有者がある場合には、その氏名及び住所
- 5 品質及び形状（建造物の場合には、構造及び形式）
- 6 寸法又は重量（建造物の場合には、床面積及び高さ）
- 7 作者、製作年代又は時代
- 8 画贊、奥書、銘文、棟札及び墨書き等
- 9 由来、沿革、伝説等
- 10 その他参考となるべき事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄市教育委員会殿

住 所

氏 名

㊞

沖縄市指定文化財指定同意書

私の所有（占有）する文化財を市指定文化財に指定することに同意します。

記

- 1 文化財の種類
- 2 名称及び員数
- 3 所在の場所

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第3号様式（第4条関係）

(表)

記号番号	指 定 書	所有者名	割印
			名 称
沖縄市教育委員会	昭和 年 月 日	構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴	所在の場所
		沖縄市文化財保護条例第五条第六項の規定により 沖縄市指定文化財に指定する。	交付の年月日 (再交付のときは再交付年月日)

(裏)

所有者名
所在の場所
交付の年月日 (再交付のときは再交付年月日)

第4号様式（第5条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会

申請者住所

氏　名

㊞

沖縄市指定文化財指定書再交付申請書

市指定文化財の指定書を滅失し（き損し、亡失し、盗み取られ）ましたので再交付を
申請します。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 滅失（き損、亡失、盗難）の事実を知った年月日
- 4 その他参考となる事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第5号様式（第6条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

所有者住所

氏　名

㊞

沖縄市指定文化財管理責任者選任（解任）届

市指定文化財の管理責任者を選任（解任）したので御届けします。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 管理責任者の氏名（名称及び住所）
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の理由
- 7 その他参考となる事項

注　用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第6号様式（第7条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

住 所

氏 名

㊞

沖縄市指定文化財所有者（管理責任者）氏名変更届

市指定文化財の所有者（管理責任者）の氏名（名称、住所）を変更したのでお届けします。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者（管理責任者）の旧（氏名、名称、住所）
- 5 所有者（管理責任者）の新（氏名、名称、住所）
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第7号様式（第8条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

住　　所

氏名（名称）

㊞

沖縄市指定文化財滅失等届

市指定文化財が滅失し（喪亡、亡失、盗難、価値を失なう。）たので関係書類を添えて
てお届けします。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者（管理責任者）の氏名及び住所
- 5 滅失（喪亡、亡失、盗難、価値を失う。）の年月日又は事実を知った年月日
- 6 滅失（喪亡、亡失、盗難、価値を失う。）当時における管理状況
- 7 滅失（喪亡、亡失、盗難、価値を失う。）の状況及びその後の処置
- 8 その他参考となる事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第8号様式（第9条第1項関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

申請者住所

氏　名

㊞

沖縄市指定文化財現状変更等許可申請書

市指定文化財の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので許可してくださる
よう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者、及び管理責任者の氏名（名称）及び住所
- 5 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしようとする理由
- 6 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の内容及び実施の方法
- 7 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）のために所在の場所を変更するときは、変更
後の所在の場所並びに終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 8 施行着手予定年月日及び終了予定年月日
- 9 施行予定者の氏名及び住所
- 10 その他参考となる事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第9号様式（第9条第2項関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

住　　所

氏名(名称)

㊞

沖縄市指定文化財現状変更等終了報告書

市指定文化財の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を終了したので写真を添えて報告します。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 施行前の所在の場所
- 4 施行中の所在の場所
- 5 施行終了後の所在の場所
- 6 施行開始年月日及び終了年月日
- 7 施行終了後の状況
- 8 その他参考となる事項

注　用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第10号様式（第10条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

住　　所

氏名(名称)

㊞

沖縄市指定文化財所在変更許可申請書

市指定文化財を市の区域外へ所在場所を変更しますので許可して下さるよう申請します。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在者（管理責任者）の氏名（名称）及び住所
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更後の所在の場所
- 6 変更予定年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合にその時期
- 9 その他参考となる事項

注　用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第11号様式（第11条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

住　　所

氏名（名称）

㊞

沖縄市指定文化財修理届書

市指定文化財の修理をしたいので、関係書類を添えてお届けいたします。

記

- 1 文化財の種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 修理を必要とする理由
- 6 修理の内容及び方法
- 7 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所及び修理の終了後復すべき所在の場所並びにその時期
- 8 修理の着手予定年月日及び終了予定年月日
- 9 施行予定者の氏名及び住所
- 10 その他参考となる事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

第12号様式（第13条関係）

年　月　日

沖縄市教育委員会殿

住　所

氏名（名称）

㊞

沖縄市指定文化財標識等設置予定報告書

市指定文化財の標識（説明板、境界標、囲いさく）を設置したいので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 文化財の種別、名称
- 2 指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 管理者の氏名（名称）及び住所
- 5 設置しようとする施設の種別及び員数
- 6 設置予定年月日及び完了予定年月日
- 7 施行予定者の氏名及び住所
- 8 その他参考となる事項

注 用紙の規格は、日本工業規格B5判とする。

沖縄市文化財調査審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄市文化財保護条例（昭和50年沖縄市条例第10号）第4条に基づき、沖縄市文化財調査審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項を調査もしくは審議して答申し、又は必要と認める事項を建議する。

- (1) 文化財の調査に関すること。
- (2) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (3) 市指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関すること。
- (4) 市指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のために必要な施設の勧告に関するこ
と。
- (5) 文化財の買収に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の発掘に関すること。
- (7) 無形文化財の助成に関すること。
- (8) 文化財の出品公開に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 前項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 臨時委員は、特別事項の調査又は審議が終ったとき退任する。

3 委員及び臨時委員は、非常勤務とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を主宰し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(部会)

第8条 審議会は次表に掲げる部会を置き、それぞれの同表と右欄に掲げる事項を分掌する。

部会の名称	分掌事項
第1部会	有形文化財及び無形文化財に関する事項
第2部会	民俗文化財及び記念物に関する事項

2 委員は、教育委員会の指名により、前項の部会のいづれかに嘱するものとする。

3 各部に部長を置き、部に嘱する委員の互選により選任する。

4 部長は、各部の会務を掌理する。

(報酬)

第9条 委員及び臨時委員の報酬は、沖縄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和49年沖縄市条例第25号)により報酬日額を支給する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

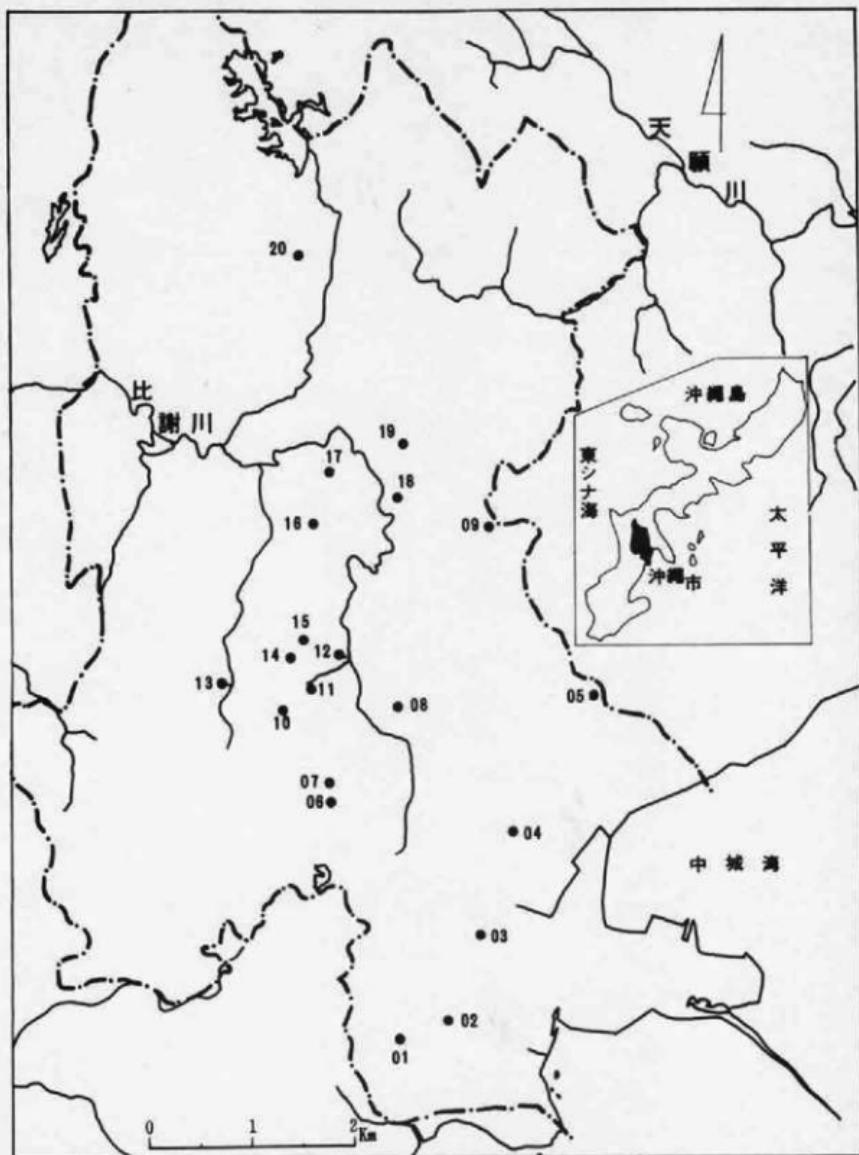
第11条 この規則に定めるもののはか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※ この文化財保護関係法規は、「沖縄市例規集」2、昭和49年9月5日発行、による。

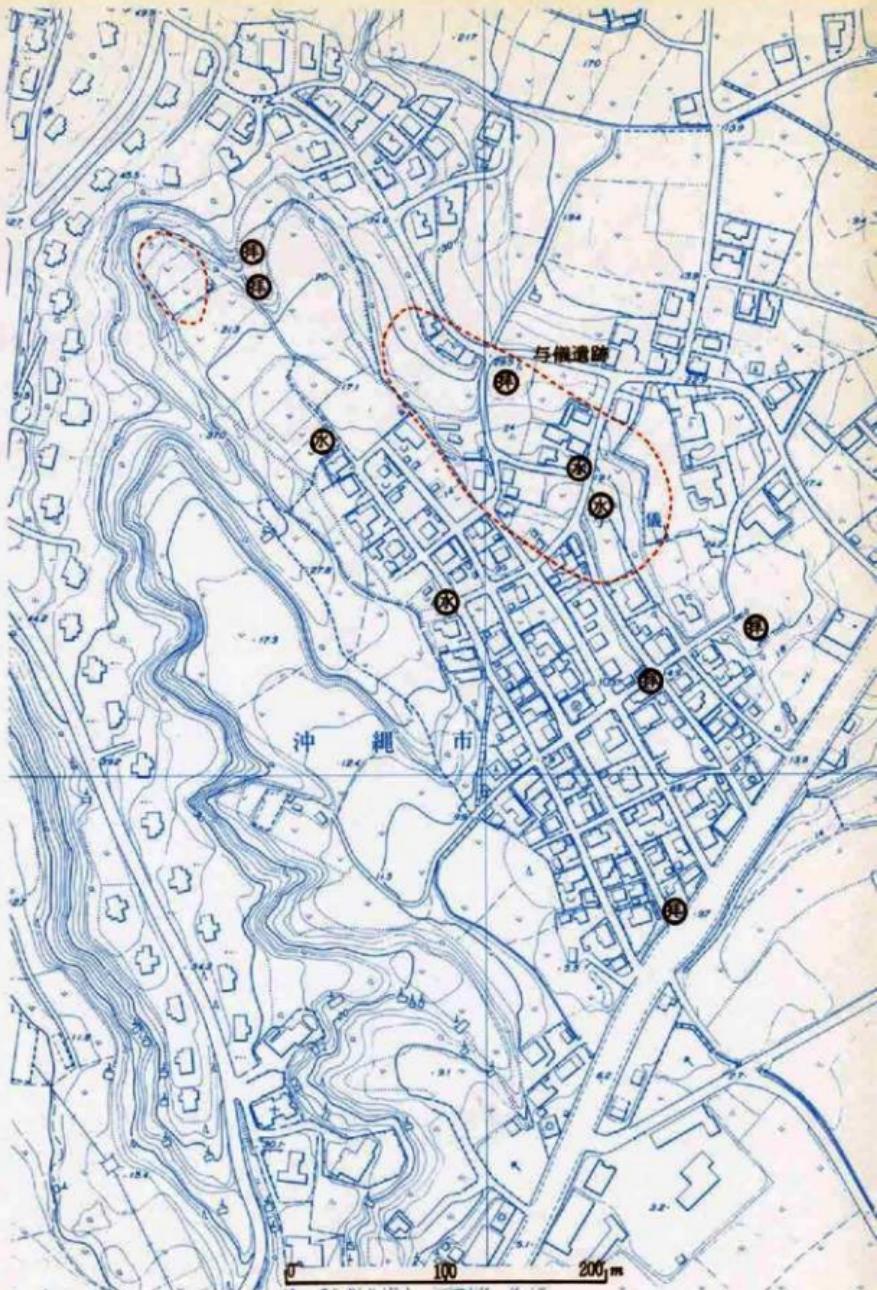
遺 跡 分 布 図



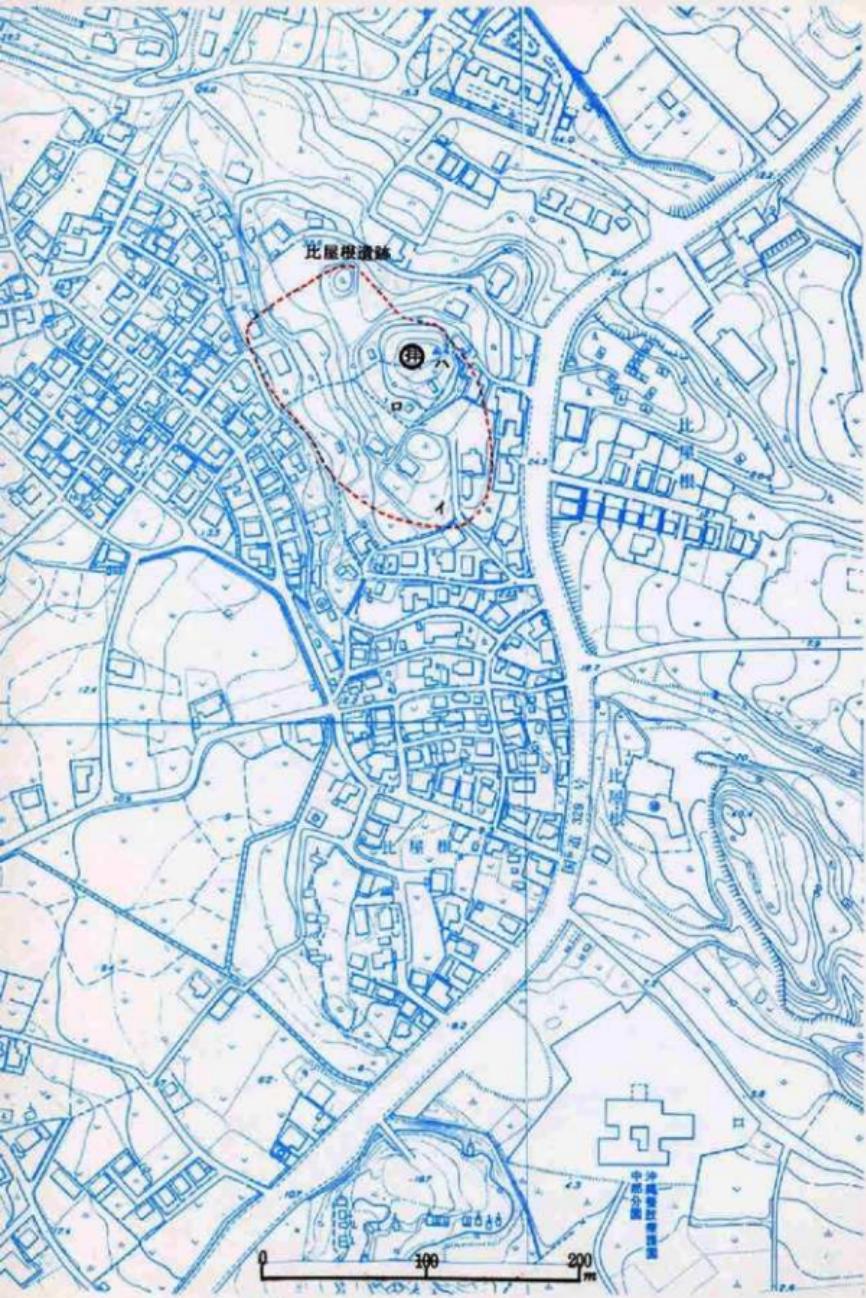
▲ 沖縄市遺跡分布図



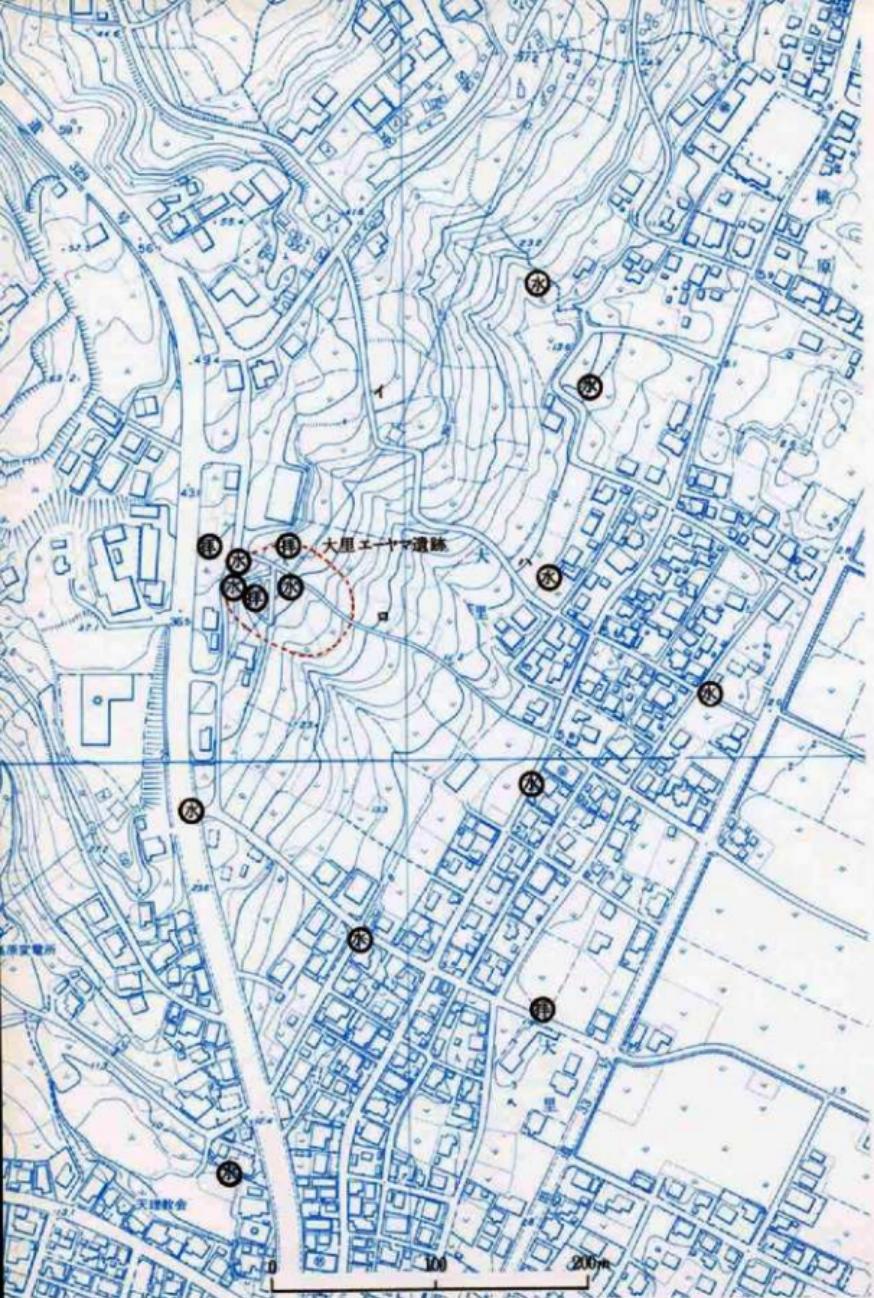
沖縄市市内図

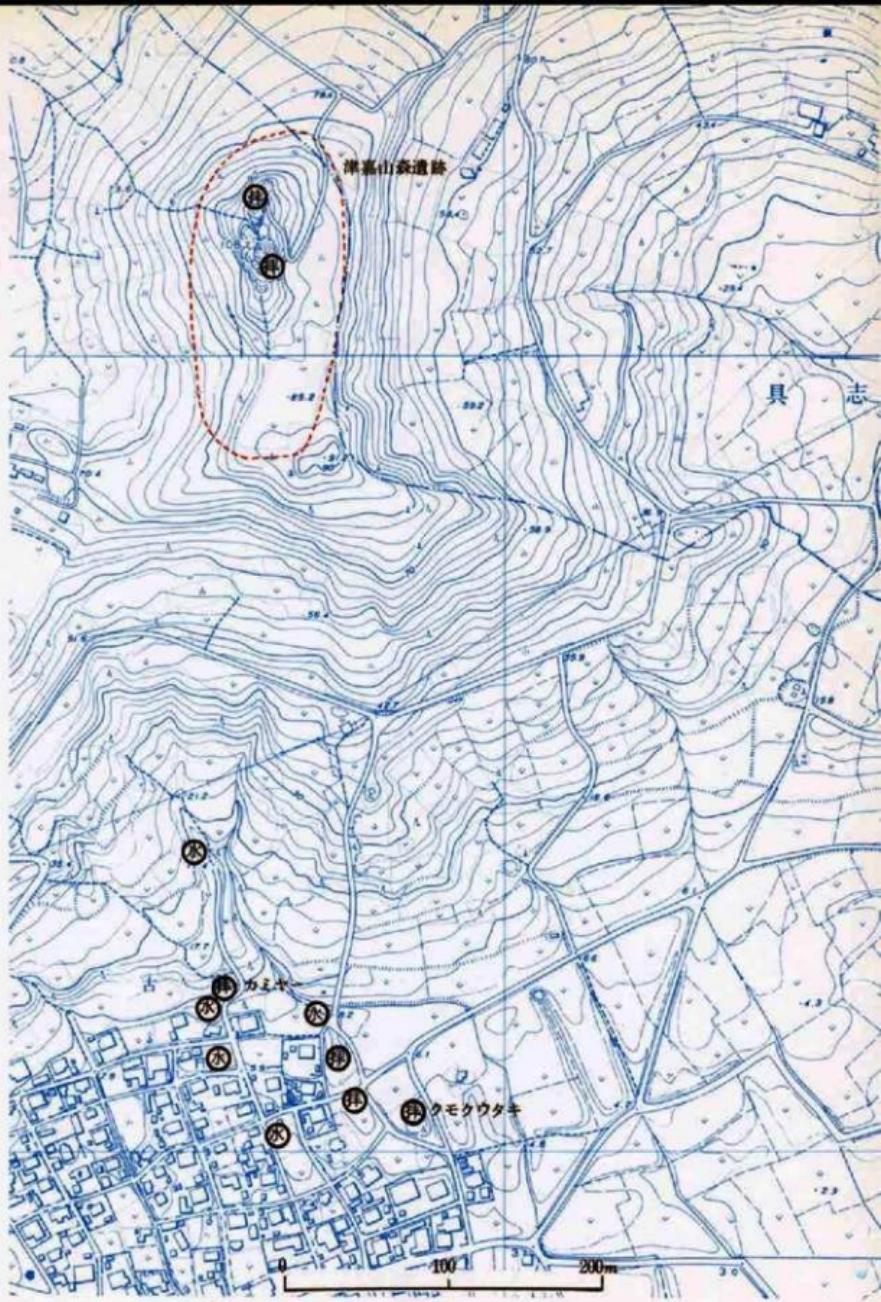


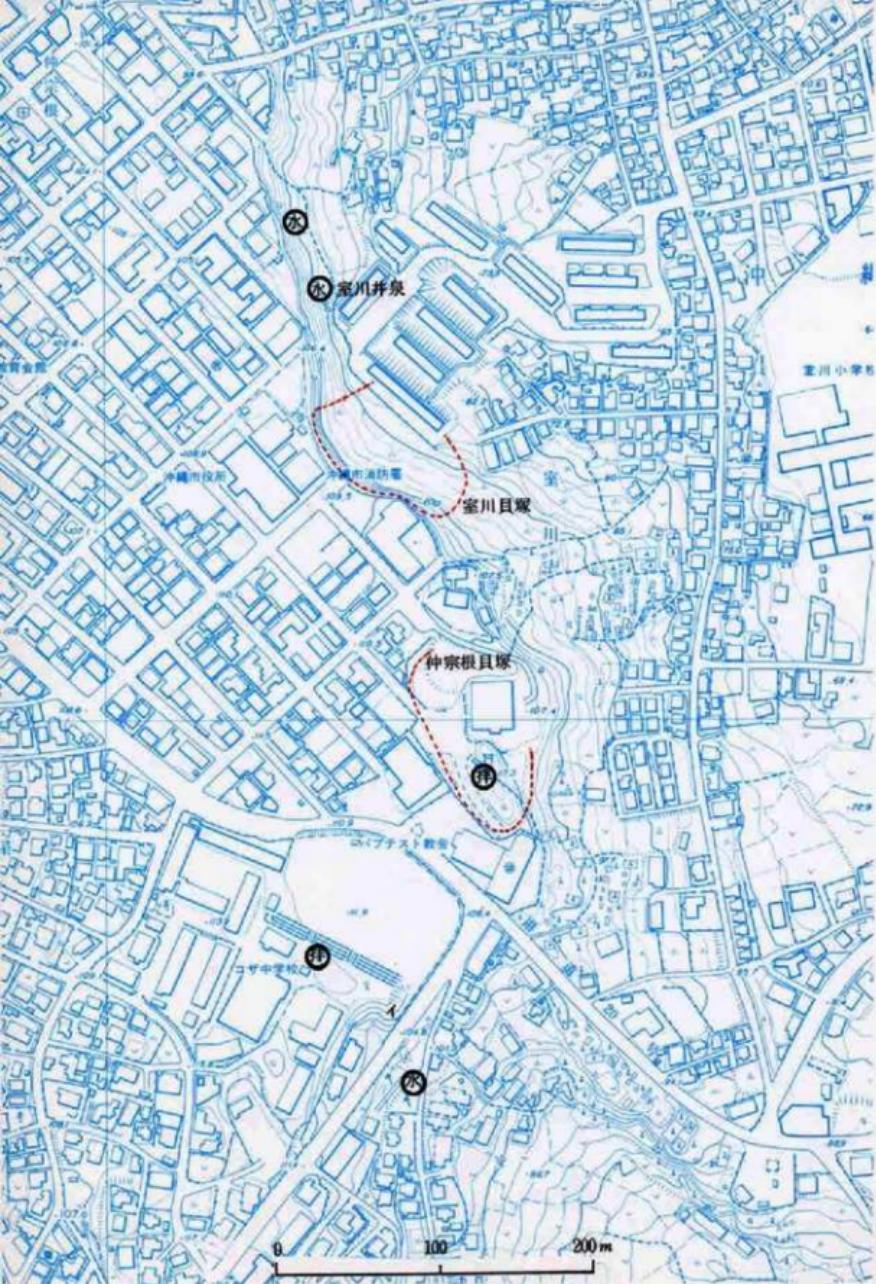
(A)

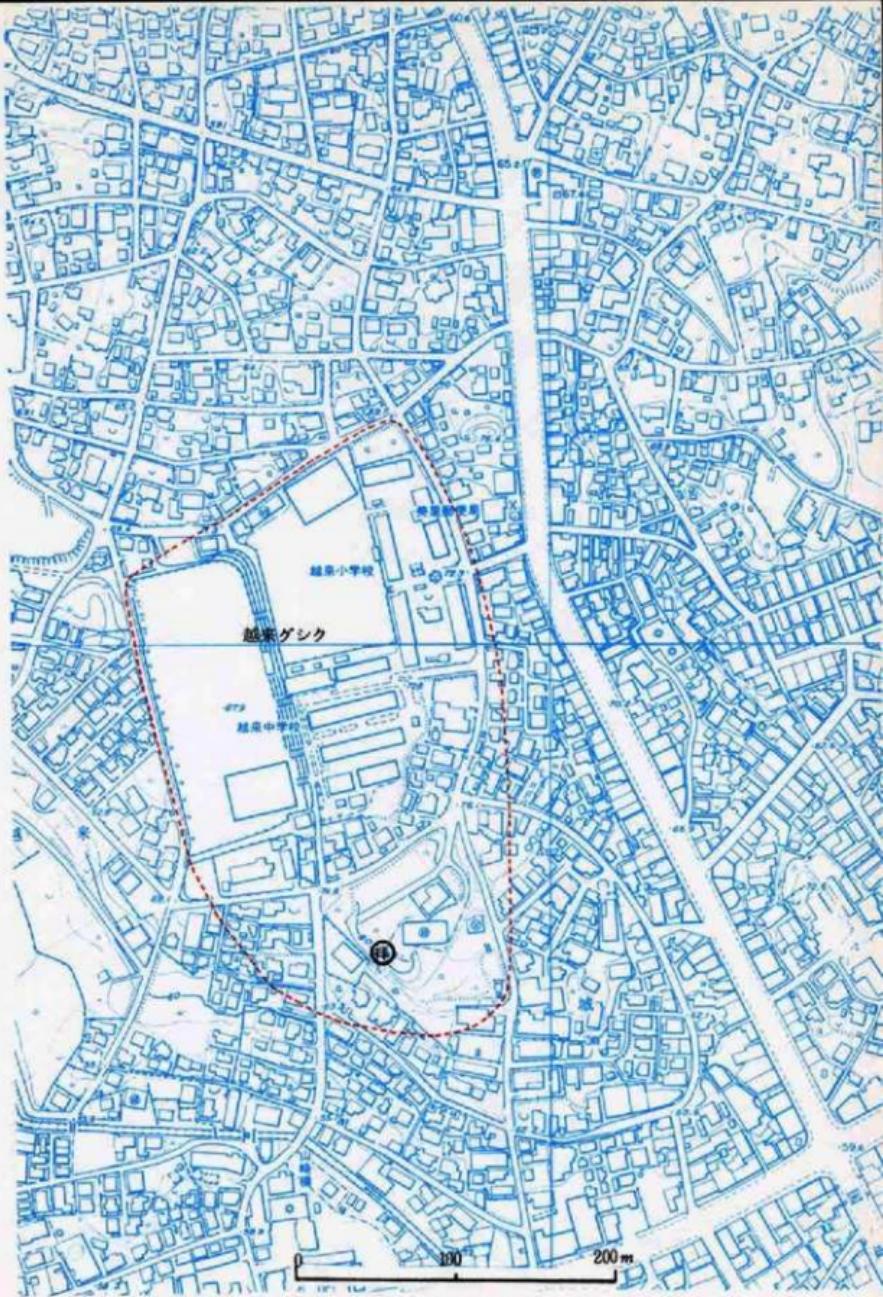


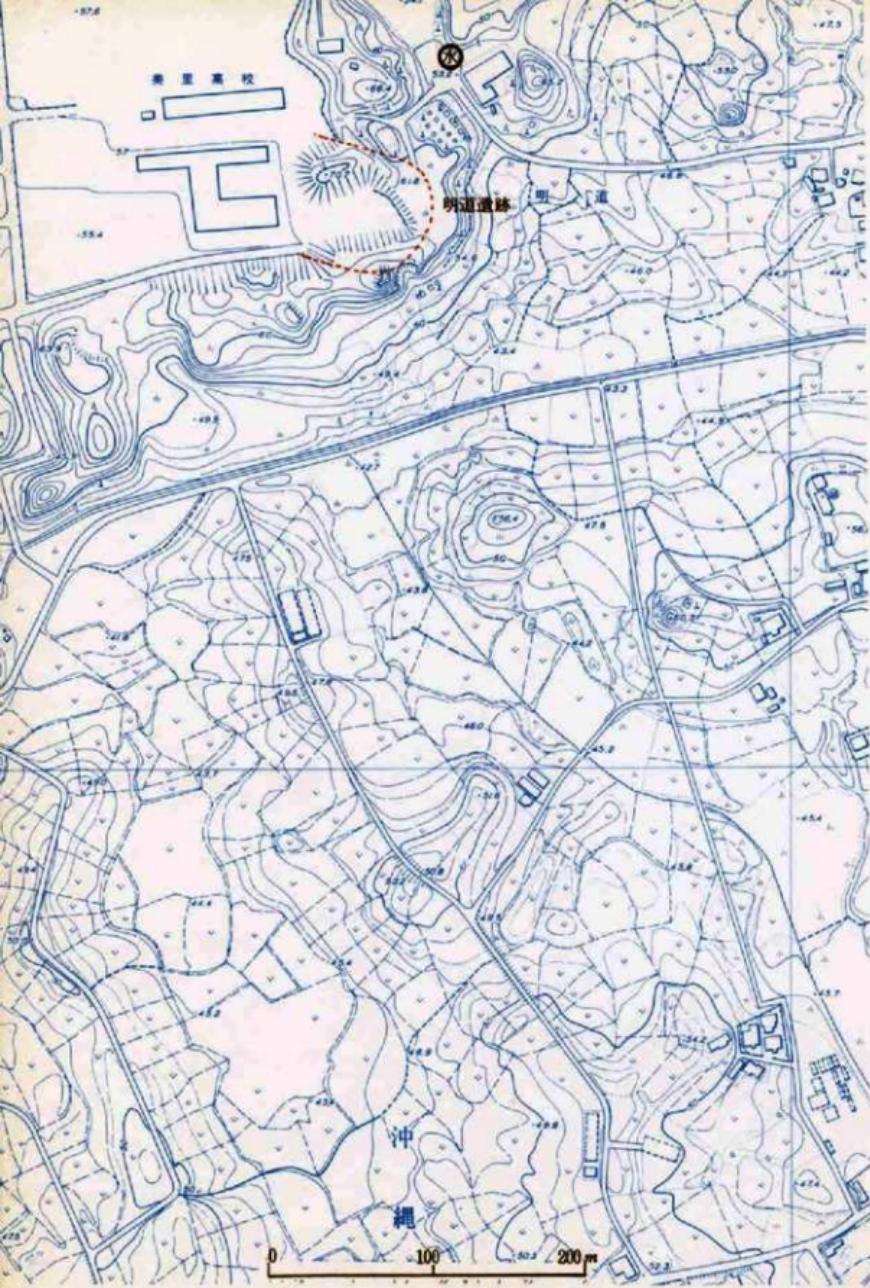


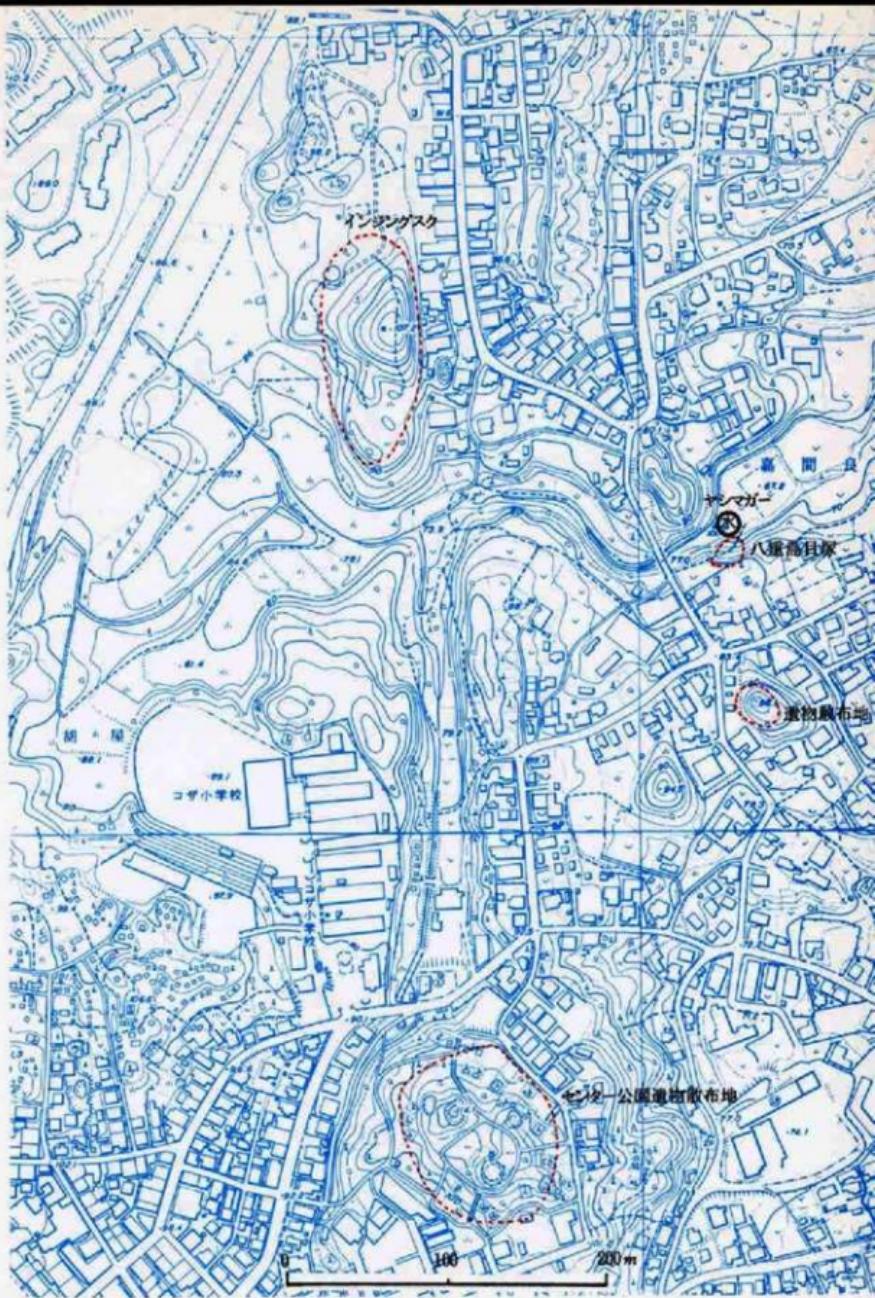




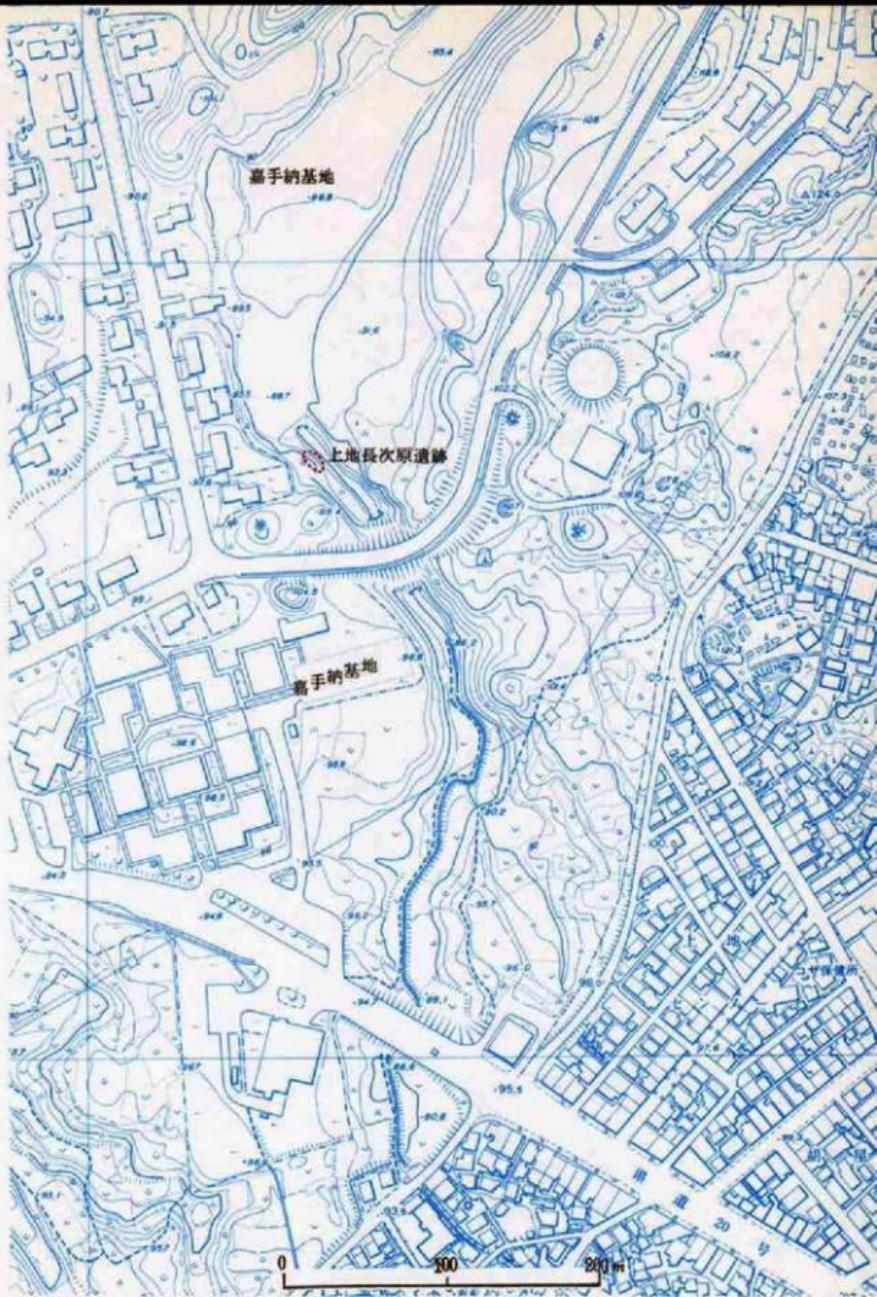
















沖縄市文化財調査報告 第4集
沖縄市の埋蔵文化財
遺跡分布調査報告書 ◎

(編集) 沖縄県沖縄市教育委員会
沖縄県沖縄市美里 1100 番地

発行日 1982年3月25日

印 刷 那霸市上間 567 番地
文 進 印 刷 株 式 会 社
電話 (0988) 55-2323 (代)



(文化財愛護シンボルマーク)

このマークは昭和41年5月、文化財保護委員会（現文化庁）が文化財愛護運動を推し進めるための旗じるしとして全国から公募した图案の中から選んだものである。

ひろげた両手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗（ますぐみ）のイメージを表わしこれを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり、永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものである。